

平成26年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成26年3月5日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	中塚 尚憲	2番	稲垣 誠亮
3番	北村五十鈴	4番	栢木 進
5番	岩井智恵子	6番	上杵 種雄
7番	東郷 正明	8番	太田 健一
9番	野並 享子	10番	井狩 辰也
11番	市木 一郎	12番	坂口 哲哉
13番	山本 剛	14番	丸山 敬二
15番	鈴木 市朗	16番	矢野 隆行
17番	梶山 幾世	18番	高橋 繁夫
19番	河野 司	20番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	富田 久和	総務部長	新庄 敏雅
市民部長	佐敷 政紀	健康福祉部長	井狩 重則
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	川端 弘一	都市建設部長	山本 利夫
環境経済部長	竹内 睦夫	教育部長	中島 宗七
政策調整部次長	玉田 善一	総務部次長	立入 孝次
広報秘書課長	竹中 宏	総務課長補佐	武内 了恵

出席した事務局職員の氏名

事務局長	橋 俊明	事務局次長	白井 芳治
課長補佐	遠藤 美穂子	主査	佐々木美砂子

議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 議第1号から議第32号まで

(平成26年度野洲市一般会計予算 他31件)

質疑

第4 議第1号から議第11号まで及び議第19号から議第30号まで

(平成26年度野洲市一般会計予算 他22件)

常任委員会付託

第5 議第12号から議第18号まで並びに議第31号及び議第32号

(平成25年度野洲市一般会計補正予算(第7号) 他8件)

討論、採決

第6 議第33号

(工事請負契約の変更について(さくらばさまこども園建築主体工事))

提案理由説明、質疑、討論、採決

第7 代表質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(立入三千男君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

(日程第1)

○議長(立入三千男君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は、20人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

本日、説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、2月26日と同様であり、配付を省略いたしますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第13番、山本剛議員、第14番、丸山敬二議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、議第1号から議第32号まで、平成26年度野洲市一般会計予算他31件を一括議題とします。

これより質疑に移ります。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

はじめに、第11番、市木一郎議員。市木議員。

○11番(市木一郎君) 皆さん、おはようございます。第11番、市木一郎でございます。

それでは、議第1号平成26年度野洲市一般会計予算について、質疑を行います。

款2総務費、項1総務管理費、目9企画費、事業名3、市立病院整備推進事業費、2,098万円についてですが、(仮称)野洲市立病院整備に係る計画策定を行われるとのことですが、2月19日に、(仮称)野洲市立病院整備基本構想検討委員会から提言を受けられた内容、また、提言を受けて、策定される基本構想はまだ議会に提示されていません。立地場所に大きな影響を与えられると考えられる野洲駅南口周辺整備構想も現在、市民ワークショップで検討されているところです。立地場所については、議員間でもいろいろな意見があるところです。

このような状況で、なぜ当初予算に計画策定に係る予算を計上されるのでしょうか。議会における慎重な議論の上で計上されるべきものと考えます。お考えをお聞きします。

○議長(立入三千男君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。ただいまの市木議員の、平成26年度野洲市一般会計予算についてのご質問にお答えをいたします。

監査委員をしていただいている市木議員にご説明するのも、誠に僭越なことではございますが、今回のような予算編成に関する、極めて初歩的なご質問の内容からすると、大いに懸念がございますので、冒頭、端的にまず、申し上げます。

予算編成の基本的な考え方として、当該年度内に計画、または予定されている事業に関しましては、可能な限り当初予算に上程することが原則となっております。

答えはこれだけでもいいんですけども、できるだけ監査委員さんですから、丁寧にお答えをいたしますと、さて、(仮称)野洲市立病院整備につきましては、改めて申し上げるまでもなく、平成23年4月に野洲病院から新病院基本構想2010の提案がありました。これを受けまして、野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方や、野洲市新病院整

備可能性検討の委員会、あわせて市議会都市基盤整備特別委員会での議論と審議を経て、平成24年12月に、野洲市中核的医療拠点のあり方に関する基本方針案を策定いたしました。この基本方針案には、立地場所として野洲駅南口周辺への立地をはじめ、病院の機能・規模・運営及び整備のスケジュールも盛り込まれております。

この基本方針案をもとに、昨年8月、市議会に野洲駅南口に市民病院を整備することに向けて、平成25年度に基本構想を策定することを含む関連予算を提案し、議決をいただき、現在策定作業を進めています。なお、予算の議決を踏まえて、基本方針案は基本方針として現在、確定をしております。

基本構想の策定にあたっては、学識経験者や医療専門家、市民代表により構成された委員会を設け、公開の場で検討をいただき提言をいただくことにしておりました。去る2月19日に、予定通り検討委員会から提言をいただき、これをもとに基本構想の策定を現在進めており、年度内に完了することになっております。

今回提案している予算は、基本構想より具体化し、基本計画の策定を行うものであり、昨年8月市議会における予算議決の前提となっている基本方針において、既に示されているものです。また、基本構想検討の中で、市議会特別審議会においても、これらの行程については、ご説明を既にしてきております。

なお、新クリーンセンターの更新事業においても、現在進めており、来年度完了する造成工事を前提に、施設整備費を計上しておりますし、(仮称)野洲第1こども園でも、今年度策定予定の基本設計を受けて、来年度実施設計の予算を盛り込んでおります。その他、各種事業も同様に、これまでも進めてきており、来年度予算におきましてもすべての事業が、同様の予算編成の原則にのっとり予算提案をさせていただいているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） 予定では、3月7日の都市基盤整備特別委員会に、構想なりが提示されるとの事を聞いておりますので、また、そこで十分議論してまいりたいと思います。質疑を終わります。

○市長（山仲善彰君） 反問。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今回、冒頭に申し上げたように、監査委員がご説明をいただいて

おります。そして、代表質問も監査委員としてご通告をいただいております、今回、病院予算について、真剣にご質問をただいまして、私は予算編成の考え方について、お答えをいたしました。

お聞きしたいのは何かと言うと、この1問で2つお聞きします。

1つ、私、今、予算編成の原則を申し上げました。来年度やることについては、最大限、例えば、来年の3月から始めることであっても、わかっていることは当初予算に盛り込むべきであって、隠して補正でやるというのはだめです。私の場合は、わかる限り、すべて当初予算です。ただ、未知数のものとか国の制度のものは補正でお願いしております。この見解について、どうお考えなのか。

今回、こういう質問をされることは、私は意外でありまして、厳しく言えば監査委員の基本的な要件を、これでいいのかというぐらいに、ちょっとショックを受けました。それについて、今回のご質問の意図。来年度なぜ盛り込むのかとは。

もちろん、さまざまな意見はございます。議長でも、みんなが手を挙げて選んでおられません。でも、じゃ、いつまでも、あんた議長、私、反対したからという話はないです。民主主義というのは多数決です。市木議員は8月のときに、予算組み替えの提案を4人でされて、でも、4人だけでした。

今、この基本構想予算は、議会で正規に承認を受けて、動いていて年度内に策定です。まだ年度内はあります。それなのに、今こういう質問をされること、予算に上程していることがおかしいのではないかというご質問なんです、その今回の質問の意図。

もう一つは、監査委員として代表質問をしていただくことになっているのですが、監査委員は何も、質問して、私はいいと思います。ただ、地方自治法の198条の3第1項、「監査委員はその職務を遂行するにあたっては、常に公正不偏の態度を保持して」と書いています。もちろん、これは監査にあたってですけれども、私は代表質問をされるということは、党派性を持っておられるということだと、私は思います。監査委員はさまざまなことができます。だから、その点についてのご見解と。

もう一つ、締めですけれども、通告されていますから言いますけれども、野洲病院に関しては、私、当初からこれは野洲病院の問題じゃなくて、市民の健康であると共に、野洲市が昭和60年から、あるいは平成10年、11年と、貸し付けとか、あるいは損失補償とかやってきた。これは監査の対象です。なぜ、これを既に監査委員をされて数カ月経っているのに、ご指摘をならないのか。制度にのっとっている予算編成がどうのこうのと

言う。中身に触れないで、監査委員だったら中身に触れるべきであって、予算手続は私、申し上げたように、今、今回、端的だと思います。なぜ、監査委員として済んだことではなくて、まだ損失補償でお金を返しているわけです、お金を支援しているわけです。あるいはリスクを負っているわけです。これに対して、もっと堂々と指摘をされないのか。

以上、ご質問いたします。

○議長（立入三千男君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

市木議員。

○11番（市木一郎君） たくさんおっしゃったので、答えられるかどうかわかりませんが。

まず、監査委員ですけれども、監査委員というのは、承認された予算が正しく執行されているのか。市政の業務がそれに沿って行われているのかを監査するのであって、私はそういう立場でやっております。ですから、これから予算ですから、これからのものに対して、監査委員やからというのは、私はちょっと、いかがかなというふうに思っております。

だから、それで、監査業務は当然、公平公正に決められた予算通り執行しているのかという視点で、ちゃんと実務をさせていただいております。

それから、予算というものは、年度内に行うものは当初に上げるんだということですが、基本構想のときもそうでしたけれども、今現在、やっぱり、特に、立地場所についてですけども、やっぱり、市民の方とか、いろんなのを聞いていますと、やっぱりいろんな意見があるんです。ですから、構想はこうやったと。だから、それに基づいて、また計画策定をやっていくんだということになると、その問題がどうも置き去りにされそうな、ちょっと危惧を抱いております。

ですから、その辺が、例えば基本構想策定の中でも、計画策定の中でも、それが柔軟に対処できるんだということが、これはあったらいいけども、いや、これはやりましたと、これは承認を受けました。これはやりましたと。だから、がんじがらめになっちゃって、どうしようもないと。だから、どうも、例えば、この間、駅前からも場所について、あるいは建物の高さについてとか、いろんな提案が出てきましたけども、今の事態、そういう現状の中で、通ったから、構想が通ったから、じゃ、次の段階に進みますよということで、ちょっと私はやっぱり危険な気がする。

これ、やっぱり、今まで何回も言っていますけれども、将来大きなやっぱりリスクをしよう事業ですから、やっぱりここは、慎重に議論を重ねて、やっぱり野洲の市の発展という

ものを考えていかないといけないという、私はスタンスですから。それをまず、申し上げておきたいと思います。

それから、補助金が出ているけど、なぜチェックはしないのかということですが、これは予算で、これは承認を受けていますから、それが執行されているかどうかというようなことをチェックするのであって、それが間違っているかどうかというのは、それは監査委員の仕事ではないと、私は思っております。

以上です。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午前9時14分 休憩）

（午前9時17分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市木議員。

○11番（市木一郎君） 背景と言われても、どうお答えしていいのか、正直わかりませんが、行政監査ということについては、当然、その監査の過程で問題があれば、指摘は当然しております、それは。ただ予算執行だけじゃなくて、これはこう改めたらいいのではないかと、間違っているのではないかと、今まで監査委員室に聞いていただいたら、かなり私はいろんなことを指摘しております。それで、お聞きいただいたらいいかと思っております。

それから、野洲病院の問題については、これは随分前になりますけども、市長といろいろ話したときに、こういう過去のことがあるよというふうなことを聞いてて、私、一般質問でも取り上げたことはございます。

確かに、適正ではない部分もあろうかと思えますけれども、それはその当時に、市民のやっぱり健康と福祉を守るという観点から、決断をされて議会議決をされて執行されているわけですから、それを今さらおかしいやないかというようなことは、私はちょっと適正ではないというふうに思っております。それでよろしいですか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほどのお答えの中で、質問にもありましたけど、さまざまな意見があると、場所に関しても。その場所のさまざまというのは、今絞り込みをしている、いわゆるAの場所、Bの場所というレベルなのか。駅前と、どなたかも言っておられましたけれども遠隔地。駅前と遠隔地といったことも含めての選択肢を、さまざまと言ってお

られるのか。そこをはっきりしていただきたい。

といいますのは、今回の構想予算は、8月に提案させていただいたときには、野洲駅南口駅前という前提になっています。ただ、そのさまざまは今確認させていただいたことを、もっと広い範囲で思っておられるのか、どうなのかと。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） まず、これ、場所については、いろいろ今、市長おっしゃったようにあると思うんですよ。私は、この間の質疑、8月議会ですか、前年のときやりました。図書館裏の耕作放棄地というようなことも、具体的に申し上げましたけれども。例えば、そういうふうな将来のまちづくりを考えたら、場所にしてはどうかというような、私はそういう考えです。他には例えばもっと静かなところとか、あるいは、中主の地先とか、そんな意見もございます。

そして、もう一つは、南口の中で、いわゆる今言われているA候補地なのか、B候補地なのかという意見もございます。ですから、病院には賛成やけれども、南口の中の具体的な場所については問題ですよ、反対ですよという、そういう意見と、最初に私が言ったように、南口を前提としたものはノーという意見と、両方があるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（立入三千男君） 反問は、これにて終了いたしました。

次に、第9番、野並享子議員。野並議員。

○9番（野並享子君） おはようございます。議第12号平成25年度野洲市一般会計予算補正予算（第7号）について、質問いたします。

①市民税において、個人市民税は3,000万円の削減の一方、法人市民税は1億2,000万円の増額であり、固定資産税も8,000万円の増額であります。この増減の内容を詳しくお聞きしたいと思います。

2点目。上記の増減と歳出での減額分は、ほとんどが基金からの繰り入れに充当され、さらに8,100万円、基金への積み立てがされています。25年度基金残高の見込みは、35億4,000万円になり、10年間で最高になっております。来年度も基金の取り崩しゼロで予算が組まれており、25年度は財政的には、少し余裕のある状況ではないかと考えますが、見解をお尋ねいたします。

3点目、地方自治単独事業等に充当することができる地域の元気臨時交付金の増額が、

1億1,000万円ありますが、第1こども園の施設整備費の合併特例債との財源更正に充当されています。この元気臨時交付金は、経済がまだまだ活性化していない中で、平成13年度補正で政府として増額したものであり、財源更正に使うのではなく、通学路の整備とか排水路の改修とか、生活道路の改修など、地元企業にお金が回ることに使うべきではないでしょうか。

市長も私が一般質問したときに、水路や道路の要望60カ所も聞いていると言われていましたが、そういうようなところに使うことは考えなかったのか。担当部長からの答弁、お願いいたします。

○議長（立入三千男君） それでは、答弁を。

政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） おはようございます。それでは、ただいま、野並議員からの、議第12号平成25年度野洲市一般会計補正予算（第7号）に関するご質問にお答えいたします。

まず、1点目の市民税における増減の内容でございますけれども、個人市民税では所得割で減額でございます。これは削減とおっしゃいますけれども、これはあくまで、収入見込みによります減額という形でとらえていただきたいと思います。

それから、法人市民税では、市内の法人の業績が回復したことによりまして、主に法人税割による増収ということでございます。

それから、固定資産税では主要法人などで設備投資があったことから、償却資産について増額をするものでございます。

それと、2点目の基金の状況についてでございますけれども、合併後、ごみ処理施設の更新や学校の耐震化などが必要であったにも関わらず、こうした公共施設整備のための基金積み立てが行われてきませんでした。さらに、平成20年のリーマンショックで、本市の財政運営は危機的な状況になり、集中改革プランの実施や財政調整基金の取り崩しなどで、厳しい財政運営を取り組んできたところでございますし、何とかしのいできたところでございます。

こうした経過を踏まえまして、財政の健全化に努めると共に、計画している施設整備や不測の事態に備え、一定の基金積み立てが必要であると考えております。

また、ご承知のとおり、平成27年度から普通交付税が段階的に縮減されていくということを見据えて、予算編成に取り組んでおります。したがって、単年度的には確かに、

編成した予算を歳出の方で執行できて、増収等で少し収入がふえた部分はございますけれども、財政的な余裕があると言える状態ではないと考えております。

それから、3点目の地域の元気臨時交付金について、お答えいたします。この交付金は、国が緊急経済対策として平成24年度補正予算のうち、国庫補助事業を対象に算出され、本市においては、最終的には今年度約1億5,000万円の交付を受けることが決まりました。

交付金の充当については、公債費の抑制でありますとか、合併特例債の発行枠など、今後の財政運営を勘案した上で、今の事業に充当したところでございます。一方、議員ご指摘のように、この交付金の有無に関わらず、地元企業や地元団体を優先的に、委託業務や工事を発注するという事は現にしてございますし、また、ご指摘の水路や道路につきましても、優先度を考慮しながら順次予算化をしているところでございます。

それと、この交付金につきましては、建設の適債事業に充当するということが限られておりますので、起債の対象となる事業でないと充当できませんので、その辺のことも踏まえて、総合的に今回、判断をさせていただいたというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 全体的に、この補正予算というのは、国の経済対策をということで、来年度と含めて15年度予算ということが言われております。今回、増額の部分、法人税も上向き、そして設備投資の償却資産で固定資産税も増額という、これまで減る一方の中で、ちょっと上向きになったなというのが、実感できる補正予算ではないかと思いません。

そういう部分が、普通交付税が29年度から削減をされるということで、積んでいきたいという思いもあろうかと思うんですけども、しかし、やはり、町の中小企業の方々、アベノミクスは全く実感としてない。景気は回復していない。仕事はないというふうな状況のところもたくさんありますので。そういう意味では、私はこういった補正予算として、合併特例債との財源更正に全部充ててしまうという状況、ほんで、ふえた分は基金に積んでいくという、ちょっともう少し、何とか市内の経済が活性化するような、そういうような予算が組めなかったんだろうかなというふうな思いがしてるんですけども。そういうところら辺はどうなんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） この交付金は、今、申しあげましたように、こども園の整備ということで、充当させていただきましたが、その他の社会資本の総合整備交付金につきましては、諸々の道路事業でありますとか、そういったところに財源というのが交付されますので、その辺は箇所付けをして、野洲の道路整備に充当しておるというようにしております。

それから、基金をということですが、先の中期財政見通しでもお示ししましたし、それから、行財政改革の推進方針の中にも書いてございますように、やはり、標準財政規模の15%ほどの基金の保有が必要ということで、今、野洲市の財政を健全化に向けてという、そのための手だてとして、基金を目標額、定めてやっておりますので、そういう意味では、決して積み立てることを目的としておりませんが、将来的な不測の事態に備えて、基金を保有することは必要と、このような考えでおります。

できるだけ地域の活性化とおっしゃいますけれども、そういった視点では総合的な事業展開の中で、図っていくことが可能かと、このように思っております。こういう意味では今回の補正の中では、そういう対応をさせていただいたということでございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） もう一つ、言うのを忘れたんやな、私、通告で。

できる限りそういうふうなところでの、今言われた起債対象でないと、この交付金が使われないということであるならば、そしたら、増収として出てきた市民税とか、固定資産税とかいうふうなところら辺も、ここ、来年度予算で道路工事なんかも出ておりますけれども、水路の改修とか道路の改修とか、市単独でやらなければならないという事業、そういうふうな部分に関しては、やはり市民税とか固定資産税とか、入ってきた税金を使うというふうなところにもなると思いますので、やはり、計画的にされていっているということですが、もう少し、これだけ国が出してくれた部分を生かしていただくということが、私は今回、もっといっぱい出てくるのかなと思って期待していたのにといい思いがいたしますので。ちょっと、そこだけは指摘しておきたいと思います。

水道と下水の。

○議長（立入三千男君） どうぞ。

○9番（野並享子君） 済みません、議第27号、そして、28号の上下水道の、この一部改正の部分であります。この条例は、消費税が5%から8%になるための条例改正でありまして、日常生活に欠かせない下水道、そしてまた、上水道であろうかと思っております。

来年の10月には10%になることも出されておまして、所得に関係なく引き上げられる消費税というのは逆累進であって、低所得者ほど重税になるということは、ご承知やと思います。

消費税が導入されるときに、非課税世帯の方にも課税されるために、公共料金と衣食住の消費税は転嫁すべきでないということを発言してきました。この議論の中で、現在、住宅の家賃に関しては、消費税は転嫁されていません。今回の増税のときにも言われたのが、食料品は非課税か軽減税率にすべきというような議論がありました。

この議論の根本は、生活する上で基本的に、どうしても必要なものに対する税のあり方。やはり、非課税世帯には税を課税するのに、衣食住の食べる生活、生きるという意味では、課税、非課税にしていくという基本なんですけれども、この観点から今回の条例改正を、どのように認識されているのか。また、平均的な家庭に対しての影響額を、お尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） ただいま、27号と28号と言われたの、29号です。

○9番（野並享子君） 29号、済みません。28と29です。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 議員の皆様、おはようございます。野並議員の議第27号野洲市公共下水道使用料条例及び野洲市農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例及び議第29号の野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例のご質問にお答えをしたいと思います。

今回の消費税率の引き上げにつきましては、幅広く国民各層の社会保障の安定財源確保のための負担を求めることにより、社会保障の充実、安定化と財源健全化の同時達成を主たる目的として、消費税法が改正されたものであり、本市におきましては、消費税率の引き上げに伴う下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料及び水道事業の使用料、料金につきましても、改正につきましては、税の負担の円滑かつ適正な転嫁を基本とするというふうなことでございます。

なお、今回の消費税率の引き上げに伴います、平均的な家庭につきましても影響額でございますが、下水道につきましては、2カ月間で50立米の水道を使用されますと、下水道使用料金では、現行の消費税込みの額ですと6,880円でございます。これが8%になると7,084円、196円の増額となります。

また、水道料金につきましては、同じく50立米というふうなことでいきますと5,3

97円でございます、現在。8%になりますと5,551円となり、154円の増加となります。両方とも合わせますと、上下水道料金2カ月間で350円増加というふうなことになると思います。

なお、所管は違いますが、今回の消費税率の引き上げによります、参考までに申し上げますと、低所得者並びに子育て世帯の負担の影響にかんがみ、暫定的・臨時的な措置として、臨時給付金・子育て世帯臨時特別給付金が全額国費で支給されることとなっております。現在、野洲市におきましても、26年度予算におきまして、給付金として2億1,332万2,000円を予算計上しているところでございます。

以上、答弁といたします。

済みません、訂正を申し上げます。下水道料金で6,880円と申し上げたそうですが、6,888円の間違いでございます。これは現行の料金というふうなことでございます。訂正申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 最初の質問でも言ったんですけども、適正な転嫁をしていくということで、国が上げたからといって、どんどん上げていくという形になる。来年10月には10%になるということで、今、低所得者や子育ての方に1万円、1万5,000円という形で、あれ、1回ぼっきりですよ。

1回ぼっきりの部分と、来年もこういう形で来るのかどうかわからないんですけども。生活保護の方にも、これ、かかってきます。非課税、要は、国として、ここまでの金額の所得しかない人は税金はとらないという、そういう最低限度の憲法25条です、最低限度の生活を保障するという形のところで、その25条のところの以下の人にも、この消費税の形で10%ということになると、服とかそんなのは、別にもう買わなくても何とか着回しでいくとか、食べ物もそれこそ、どんどんいろいろ下げていくとか、調整つくことはできますけれども、この水に関して、どんな金持ちだろうと貧乏人であろうと、トイレに行く回数がふえる、減るとか、多い、少ないとかいうふうなものではないので。最低限度、やっぱり人間が生活していく上においてはかかる費用というところに関して、やっぱり、基本的にやはり課税すべきでないと思うんですよ、消費税そのものを。

ですから、一番最初に、これが導入されたときに、この問題ではこの議会でも大議論をしたと思います。ですから、ずっと上下水道の決算・予算、全部反対していたという、そういうとき、消費税が転嫁されているということで、そういうことを発言してきました。

基本的にはやはり、こういう認識が行政としてあるのかどうか。国がやったから、適正にかけていくというふうな形をとりますと、今、財界も消費税10%やなくて、18%とか20%とか、とてつもなく、どんどん引き上げていくようなことが言われていますので、認識としてちょっとお尋ねだけしておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 当然、こうした制度を設けられた場合、当然、国の方で十分な議論がされ、こうしたことを決定されているというふうには認識しておりますので、当然、この制度を転嫁しないというふうなことになるれば、各制度のバランスも崩れてくるというふうに認識しておりますので、こうした制度が消費税が8%になったというふうなことでございますので、先ほども申し上げましたけども、税の負担の円滑かつ適正な転嫁を基本とするのは原則だというふうに考えております。

○9番（野並享子君） 以上です。

○議長（立入三千男君） 次に、第7番、東郷正明議員。東郷議員。

○7番（東郷正明君） おはようございます。議第1号平成26年度野洲市一般会計予算について、質問いたします。

平成26年度予算において、同和対策事業費が継続して予算化されています。地域総合センター事業費として、小学生の子ども会自主活動学級に対して66万6,000円、中学生の少年団自主活動学級に対して31万5,000円等の予算が、同和対策の継続事業として計上されています。

また、同和地区産業就労対策費として、700万7,000円の本年度予算に組み入れられています。しかし、そもそも予算というのは、一部だけの人に組むのはいかがなものかと考えます。平成28年度以降は、一般施策化とのことですが、税金が支出されるのですから、どの地域の子どもたちにも平等に参加できる取り組みを行うことこそ、あらゆる差別を共になくす子どもを育てることにつながると思います。

滋賀県内の6つの町では、生活保護を受けたり、生活が困窮したりしている世帯の子どもを、子どもの学習を支援する取り組みが、今年度の夏ごろから始まります。また、大津・彦根・近江八幡・守山・東近江の5市では、国の補助事業を活用して、生活困窮世帯の子ども学習支援を既に実施しており、草津市や長浜市でも新年度から、事業が開始される予定です。本市におきましては、同和対策事業に終止符を打ち、こうした取り組みこそ予算化していくべきだと思いますが、見解を求めます。

また、教育費の人権同和問題啓発推進事業費で、人権問題市民意識調査として21万2,000円が計上されていますが、どのような調査内容か見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 議員の皆様、おはようございます。東郷議員の平成26年度の野洲市一般会計予算について、お答えを申し上げます。

平成26年度予算は、それぞれの事業目的に応じて、効果的な成果を生み出すことに必要な予算が計上されているもので、同和対策事業に限らず、高齢者・児童といった特定の人を対象者として、予算を計上されているものも多くあります。地域総合センターや市民交流センターの事業予算は、同和対策基本計画に基づき、地区住民を対象とした事業、また広く市民を対象とした事業により、教育啓発事業の取り組みを進めていくものでございます。

今回、ご提言いただいております子どもの学習支援への取り組みにつきましては、平成27年4月から施行されます生活困窮者自立支援法にさきがけまして、平成25年度国の補正予算におきまして、生活困窮者自立支援事業というものが始まり行われました。メニューの中に、子どもの学習支援事業というものがございますので、これまで培ってきたノウハウを生かした取り組みができればと考えております。

具体的な内容につきましては、これから検討を始めてまいりたいと、こう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育部長。

○教育部長（中島宗七君） おはようございます。人権問題市民意識調査につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

この調査につきましては、5年に1度実施しております。今回の調査では、市民の人権問題に関する意識や関心、人権施策に対するニーズを把握しまして、市として必要な人権施策を見極め、推進していくことを目的として実施するものでございます。平成28年度から、第3次人権施策基本計画の策定にも活用するものでございます。

調査対象につきましては、20歳以上の市民1,500名を住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送形式で行うものでございまして、設問内容及び調査結果の集計・分析などは、担当課が中心となって行っていますが、できる限り、市民の皆さんの意見が反映できるような手法を、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） この同和対策の予算に対しては、国では既に地域改善対策特定事業としては、平成13年度、つまり、もって、事業は終結という方向になっております。本市でもそういう動きに準じて、しっかりと地域の幅広い地域の子ども支援、そういった方向で取り組みをお願いいたします。

もう一つ、意識調査の件ですけれども、5年に1度、やられるということなので、この調査が、具体的な中身についてはあれなんですけれども、人権啓発ということですが、くれぐれも内心調査にならないように、調査がいじめやなかよくしていこうという、そういう人権差別の啓発活動のような形で、くれぐれも、同和地区のそういうような内心調査にならないように、調査をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（立入三千男君） 次に、第8番、太田健一議員。太田議員。

○8番（太田健一君） それでは、議第20号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての議案質疑を行います。

まず、1点目に、今回の条例改正は55歳以上の職員の昇給に関するものであり、国家公務員に合わせた昇給の中止というものになっていますが、これは、国の内容と全く同じものなのかどうかを、お伺いします。

2点目に、第6条の5項に55歳を超える職員に関する第3項の規定の適用については、「同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が、特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号級数は勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする」とありますが、この中の特に良好である場合というのは、あいまいな表現となっていますが、だれがどのような基準をもって、良好と決めるのかをお伺いします。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 太田議員の職員給与に関する条例の一部改正について、お答えを申し上げたいと思います。

本議案につきましては、平成24年に出されました人事勧告におきまして、50歳代後半における官民給与格差の解消と世代間の給与配分の適正化を目的に、昇給制度の改善を求められ、国家公務員におきましては、平成26年1月1日から施行、適用となりましたことから、本市におきましても同様の改正を実施しようとするものでございます。

まず、1点目の改正内容が、国と同様かとお質問ですが、改正要旨は国と同様でございますが、適用時期におきまして異なるもので、国は55歳到達日以降直近の昇給からの適用となります。本市では、誕生月によって不公平性をなくすため、翌年度の昇給から適用しようとするものでございます。

また、2点目の良好の基準ということですが、本市におきましては、正規職員に対して勤務評定を実施しておりますが、これは現在、あくまで昇任者選考の際の資料としているものでございます。本市におきましても職種が多岐にわたり、また職員を同じ基準で評価する勤務評定基準を作成するということが難しいこともあり、現在、昇給等には反映をしております。

今般の改正によりまして、事業成果を上げていくにも関わらず昇給できない職員が生じるということは、制度の趣旨、また、職員のモチベーションの観点からも好ましくないと考えておりますので、現行制度の改善に努め、55歳を超える職員も良好な成績を上げた者に対しては、市長の最終的な判断によりますが、昇給できるような仕組みをつくってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 内容に関しては、今、いろいろとお答えいただいてわかったんですけど。これまでも職員の給与カットというのは、人勸で何度も下げられ続け、去年は退職金も削減されてと、ずっとそういうことが続いてきていますよね。

そもそも、すべて国の制度に追随してみたいな形でやっているんですけど、そもそも、この給与削減、国がやっていることに目的は全くないと思うんですよね。一般の国民、市民に対して、一番手っ取り早く削れるところ、職員の給与カットなどで納得してもらおうみたいな形で続けられてきているということで、もちろん、私たちの会派はずっと反対をしていますけど。

こういったやり方を続けること、今回もまた、さらに55歳以上の方の職員の昇給を基本的には中止するということになるのと、やはり、職員の方々のモチベーションということにも大きく関わってくると思うんですけど、その点に関しては、どのように思われますか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 先ほど、お答え申しましたように、やっぱり職員のやる気というものが生み出すことが大事だと思います。ただ、企業につきましては、市独自では人事

制度というのか、給与の判定をするような組織もないので、現実的には、国の人勧に応じて改正をするというのですが、市独自もモチベーション上げていただく取り組みというのが、ある意味では、職場の環境改善とか、そのような部分。また、ある意味では、今回の人事方針でも出していましたように、やる気を出すような昇給・昇任等、そのようなものを合わせまして、市民へのサービスを高めていきたいと、このように考えております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 最後になりますけど、ちょっと、そもそも論になるんですけど、この基本的に勤務評定ということで職員の給与とか決まっているんですけど、将来性がある人とか有望な人だけで評価するということはいかがなものかと、まず思うんです。

というのは、職員に率だけを求めるということは、成果主義につながってしまって、例えば、生活保護をやめさせて、働かせるということを国が求めていると。そのことに対して、生活保護を水際でとめたり、保護をやめさせたりした職員が成績良と評価されるとか、例えば、税の取り立てに関しても、滞納の徴収率というところで、やり方、中身は別として、例えばサラ金のような取り立てのようなやり方をしたとしても、これが取り立てができてきたら評価される。ひどい場合は、これはまた、裁判になった事案でもありますが、児童手当が振り込まれたその日に銀行で差し押さえを行うと。こういった事例も他市では起きたりしている実態があるんですけど。

今こうやって削減をずっと続けているのは、民間に追随したやり方というのをやっていると思うんですけど。過去には、これまではずっと行政のこの職員の待遇というのを、民間がまねをして、追随して、どんどんリードしてきたということで、日本が発展してきたという制度があるんですけど、それが今、物すごく逆行しているわけなんです。

そういった面でも、そもそも、この成果主義で評価してということそのものも問題だと思いますし、今回の昇給停止ということもいかがなものかということを感じています。どう、再度、もう一度お願いします。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 民間と違う、要するに成果主義、数字で表せない仕事が大半だと思っていますので、そこで、おっしゃるように、おっしゃってというか、勤務評定の難しさがあると思っています。

ただ、やっぱり、市民と接する中で、いかに市民の思いに寄り添えるかという部分と、やっぱり仕事をするためには、マネジメント力というのが、まとめる力とか、そういう形

で、現在も一応評価をしておりますので、幾つか事例を挙げていただきましたけど、そのようなことのない形で、こつこつやっている人もそれなりに評価される。頑張っただけで、そう評価される。難しいことですが、そのような思いで、今後も適用、運用していきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。これをもって、質疑を終結いたします。

（日程第４）

○議長（立入三千男君） 日程第４、議第１号から議第１１号まで及び議第１９号から議第３０号まで、平成２６年度野洲市一般会計予算他２２件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第１号から議第１１号まで及び議第１９号から議第３０号までの各議案は、会議規則第３９条第１項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第５）

○議長（立入三千男君） 日程第５、議第１２号から議第１８号まで並びに議第３１号及び議第３２号平成２５年度野洲市一般会計補正予算（第７号）他８件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第１２号から議第１８号まで並びに議第３１号及び議第３２号の各議案は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、議第１２号から議第１８号まで並びに議第３１号及び議第３２号の各議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま議題となっております議第１２号から議第１８号まで並びに議第３１号及び議第３２号の各議案については、通告による討論はございません。よって、討論を終結いたします。

これより順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第１２号平成２５年度野洲市一般会計補正予算（第７号）は、原案のとおり決

することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第13号平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第14号平成25年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第15号平成25年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第16号平成25年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第17号平成25年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第18号平成25年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のお

り決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第31号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第31号は、適任とすることに決しました。

次に、議第32号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第32号は、適任とすることに決しました。

(日程第6)

○議長(立入三千男君) 日程第6、議第33号工事請負契約の変更について(さくらばさまこども園建築主体工事)を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議第33号工事請負契約の変更について(さくらばさまこども園建築主体工事)について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成25年第3回市議会定例会で議決を得た、さくらばさまこども園建築主体工事の契約金額を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、主な変更内容につきましては、低年齢児の受け入れ人数の増加による保育室の仕様変更や備品の追加、野洲第2保育園から移設予定であった遊具が一部使用困難であることによる買い替え、その他、舗装工事の仕様変更をするものであり、契約金額は1,985万2,350円を追加し、3億755万2,350円とするものであります。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） これより、ただいま議題となっております議第33号について、質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「あり」の声あり）

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午前10時08分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第14番、丸山敬二議員。丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 第14番、丸山敬二です。

それでは、議第33号工事請負契約の変更について（さくらばさまこども園建築主体工事）について、質疑をさせていただきます。

まず、この変更内容は、いろいろ出されておるわけなんですけれども、1番目に、地元要望による変更、また、低年齢児の増員による変更というのは、この項目は別としまして、その他のところにつきましては、どこからこの変更しなければならないというのが発せられたのか。例えば、施工業者側なのか、現場管理者、または市側から、市の職員の方から出されたのか。

それから、2点目につきまして、同じく変更内容のところ、現場条件により変更したもの。施工前の調査により変更したものという、「したもの」という過去形の表現が使われておりますけれども、これ、解釈すると、既に工事を行っているのかなという気がしますので、この変更したということは、もう工事を行っているのかどうか。

それから、3番目に遊具・備品の購入が含まれておりますけれども、この中の遊具とかのいわゆる、地につくとか、建物にくっついていると、そういったものは本体工事、設備としては認められるとは思いますが、備品という言葉があるんですけど、この備品の購入等に関しては、本体の工事費では別ではないかなと、このように思いますので、このところをお伺いしたいと思います。

それから、契約時の工事完成時期が平成26年3月7日となっています。今日、これが議決された場合、3月7日といいますとあさってですので、今日を入れても3日しかありませんが、この間にこれだけの工事が完成できるのか。

この以上4点、お伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） では、議第33号工事請負契約の変更について（さくらばさまこども園建築主体工事）について、丸山議員のご質問にお答えいたします。

まず、それぞれのご質問にお答えする前に、公共工事の発注について、少しご説明を申し上げます。

施工中には、発注時に想定できなかった事由等によりまして、変更が生じることが往々にしてございます。特に、今回のような大きな工事については、それが想定されます。そのような変更につきましては、市長の専決処分の事項の指定において規定しております契約金額の20%以下、または、1,000万円以下の変更の場合については、市長の専決処分とさせていただきます。

また、工期につきましては、もともと議決事項ではございません。その点におきましては、次に、第1点目につきましては、例えば、この工事の変更の中で、その他の項にございますフローリング材の仕様変更については、施工業者であります現場施工業者の現場代理人から、現場監理業者に提案されまして、現場監理業者がその変更が適当と認めた場合につきましては、市の現場監督者と協議をしております。

市としては、その協議を受けて、市としてそれが妥当とさらに判断したものにつきましては、決定の手続を市の中で行い、変更をするものでございます。他の事項の変更事項についても、おおむね同様でございます。同様の事項でございます。

2点目につきましては、冒頭で説明いたしましたとおり、その変更金額が市長の専決処分事項の指定に規定する範囲であったため、既に変更の協議は終えております。

3点目につきましては、当初から建築主体工事に含まれていることから、変更契約において分離できるものではございません。

4点目につきましては、当初契約の3月7日には完成できません。施工業者により、消費税の増税前の建築ラッシュ等の影響等で、職人及び材料が不足したため、工期延長の変更申請承認が提出されました。その理由がやむを得ないものだと判断いたしましたので、市長によりまして、1月10日、工期を3月25日まで延長したものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

済みません、申しわけございません。答弁の中で、市長の専決処分の範囲について、契約金額の20%、または1,000万円以下の変更と申しましたが、20%以下かつ1,000万円以下の変更でございます。訂正をさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ちょっと最初に、じゃ、市長の専決の件なんですけど、私もこのことについて、いろんな市の例規集でいろいろ調べたら、変更できるのが総額の20%以上とか云々というのも書かれていたと思うんですけど、ちょっと専決のところはわからなかったんですけど、これ、じゃ、今言うことは部分的に専決をしていると、こういう解釈でいいのかなと、このように思います。そのときは、専決事項としての議会への報告は要らないのかどうかを、お伺いしておきます。

それから、工期のことについては、恐らく変更されている、おっしゃったとおり、議決事項ではございませんので、当然変更はされるとは思いますが、25日まで延長ということですね。そうすると、業者との協議をいろいろ経てやっているということなんですけど、中に結構、この地盤改良というのがあるんですけども、この地盤改良について、これを既に専決事項で行ったことなのか、これから行うことなのか。

例えば、これから、今日の議決の後、行うとした場合、養生期間とかを入れて3月25日までに完成できるのかどうか。たしか26日は内覧会があると聞いていますので、工期は3月25日でもいいのではないかと思いますけども、その辺と。

それから、備品の件について、ちょっとわかりにくいところがあったんですが、具体的に購入される備品、それをお伺いしたいと思います。もう1回、備品を本当に工事費の中で購入していいのかどうかというのを、もう1回、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、今の具体的な備品。遊具とか、厨房用品というのは、恐らく固定されたものかなと思いますのですが。その辺、ちょっともう一度、お願いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） まず、1点目の契約の変更について、いわゆる専決の範囲の専決についての専決の手続ですが、これは専決も含めまして、この変更の提案をしておりますので、その中で含まれておるものと解釈しております。

それと、次の地盤改良等の変更でございますが、これがいつできているかということでございますが、既に協議済みのものとして、地盤改良材の変更、いわゆる飛散防止型への改良だとか、あるいは、くいの高さを短くして、これは工事の減額になるんですけども、とか、あるいはガードマンの設置だとか、駐輪場の設置、これは専決の中でしたものでございます。専決の金額が34万1,250円でございます。

それから、備品についてでございますが、主な備品につきましてはご指摘どおり遊具な

り、あるいは厨房機器でございますが、その他としては、備品としては、机、いす等でございます。

以上です。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 今の答弁で大体わかるんですが。ちょっともう1回、お伺いしますけど、その専決の件について、専決をやったものも含めて今日、提案やということやったですね、今の。

それであれば、この議案の説明、提案理由なり資料の中に、ここの部分は専決でやったとか、そういうのは私、書いてもらわんといかんの違うかなと。その辺はちょっとお願い事項になるのか、ちょっとはっきり。非常にわかりにくいところがあるので、こうやって質問をさせてもらっているわけなので、その辺はちょっと、はっきりしていただきたいなど。

それから、机、いすについては、備品であれば、先ほど聞きましたように、工事費で買えるのかどうか。やっぱり備品購入だったら別の項目に從來からなっていると思うんです。そやから、その辺、工事費で買えるのかどうかを、さっきも聞いたんですけど、その辺、ちょっとお願いします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 専決事項と提案事項というか。提案事項の中には専決事項もちろん含んでいるんですが、そこで専決で既に変更してあるところを明確にするようにと、今後においてというのはわかりました。そのように対応してまいりたいと思います。

それと備品についてですが、おっしゃるとおり、例えば、備品が単に園児の増加によりまして、100個あったものが、あと50足らんというときは、備品で購入してございますが、新しい建物で、新しい建物の中に設置する備品については、今回、このような形で工事請負費の中に、建築主体の中に入れたもので、あと電気設備だとか、機械設備は別途の発注をしているということは、ご承知のとおりだと思うんですが、今回はそのようにさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） もう1個あったっけ。終わりやな。

○議長（立入三千男君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。これをもって、

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第33号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、議第33号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第33号について、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) 討論がないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第33号工事請負契約の変更について(さくらばさまこども園建築主体工事)は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第33号は、原案のとおり可決されました。

(日程第7)

○議長(立入三千男君) 日程第7、これより代表質問を行います。

代表質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位はお手元の代表質問一覧表のとおりであります。それでは、野洲政風会、第11番、市木一郎議員。

○11番(市木一郎君) 第11番、市木一郎でございます。

平成24年12月に、自由民主党と公明党による連立政権で誕生した安倍内閣が発足して1年と2カ月が経過をいたしました。この間、打ち出された経済政策により、我が国経済にようやく明るさが出てまいりました。平成25年12月に発表された日銀短観によると、大企業から中小企業まで幅広く業況が改善しているとのこと。また、0.42倍にまで落ち込んでいた有効求人倍率も1倍台に回復、この4月には消費税率が5%から8%に引き上げられるものの、賃上げも視野に入ってきている現在、景気の好循環によるデフレからの脱却が期待されるところであります。

山仲市長をはじめ、職員の皆さんには、日々市政の発展と市民福祉の向上に取り組んでいただいていますこと、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、野洲政風会を代表して、一問一答方式で質問を行います。

まず、平成26年度施政方針についてですが、施策の中から何点かお伺いします。

まず、野洲駅前周辺での市民活動の場づくりについて、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市木議員の駅前周辺での市民活動の場づくりについてのご質問にお答えをいたします。

この場づくりにつきましては、アサヒビールから土地を取得して、そして、その後、一昨年の夏から昨年の夏まで市民、あるいは関係団体、そして、国、県、そして鉄道事業者等入っていただいて構成いたしました野洲駅南口周辺整備構想検討委員会で、1年近くご検討をいただきまして、その報告をもとに今、進めております。

その報告では、「心と体の健康をテーマに人と人がつながることで生まれるにぎわいづくり」ということで、具体的には市民広場、交流施設、そして病院等によって、市民が健康で活動できる場づくりという提案をいただいております。

今年度に入りましては、ご承知のように、県立大学、立命館大学、そして市民が参画いただきまして、今、言いました提言をもとにご検討をいただいております。来年度半ばぐらいまでには一定の方向付けを、とりあえず出していただくということで進めております。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） それでは、続いて、こども園整備についてですが、現況をお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） こども園の整備の現況につきましては、ただいまお認めをいただきましたさくらばさまこども園が今年度完成をいたしまして、来年度から子どもたちが入ってまいります。そして今、平行して進めております野洲第1保育園の耐震対策を兼ねて、待機児童解消ということで、この園を2つに割るということで、まず1つを現在の場所で整備するということで、今年度基本計画、来年度実施設計ということで進めております。

あと、全体につき、現況ということですので、現況は以上でございます。

あと、全体計画は平成23年に策定いたしました方針に基づいて進めているところであります。

○議長（立入三千男君） 市木一郎議員。

○11番（市木一郎君） それでは、次に、市立病院整備についてお伺いします。

野洲駅南口での立地を前提に基本計画の策定を進めるとのことですが、具体的な立地場所の選定は、どのようにされるのでしょうか。また、将来の建て替え場所について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、野洲市の整備する病院につきまして、立地場所は先ほども議案質疑でいただいて、ちょっと意外だったんですけども、現在、構想策定を進めておりますが、これは野洲駅南口周辺と、南口周辺と。野洲駅前周辺じゃなしに、野洲駅南口周辺ということで前提でやっておりまして、具体的にはA地点、B地点ということで、想定をして議論をしていただいております。

これについては、2つの作業をしております。病院の検討の作業、そして野洲駅南口周辺という作業であります。まず、病院が一番重要な施設ということで、当初から申し上げておりますように、病院の検討の中で場所を、いい場所を確定いただくということで、先般の検討委員会では、A地点が交通、あるいはそれに伴いますけれども、医師・スタッフ等の確保、あるいは経営の観点から一番望ましいという提言をいただいておりますので、それを前提にして構想を策定させていただくつもりであります。

それを駅全体の計画の中で、ご検証をいただくということになっておりますけれども、検討委員会の検討というのは物すごく重いと思っておりますので、そういう流れの中で、検討していただきたいと思っております。

それと、建て替えの用地なんですけれども、今のコンクリートの建物、耐用年数、大体50年と言われております。最近新しい工法で100年コンクリート、あるいは200年コンクリートというのも出ておりますので、現に1971年にできた野洲駅北口の日本IBMの建物、現在も引き継いだ会社が現役の社屋として使っておりまして、私も何回も見学をいたしておりますので、きちんとつくれば50年、100年、使えると思っておりますが、いずれにいたしましても、これからつくる病院の次の転換の場所まで想定するよりは、そのときには周辺の土地利用も変わっておりますので、ここを次の建て替えの場所

といった余裕を持って整備するものではないと、私は思っておりますが。

今の全体のレイアウトでしたら、当然、近くにまた万が一、建て替えを速やかにする場合であったとしても十分対応できるのではないかなど。ただ、具体的に、ここを次の建て替えの場所に確保しておきますよと、そういったことまでは余裕はないだろうと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（立入三千男君） 市木一郎議員。

○11番（市木一郎君） ちょっとだけ確認をしておきたいと思います。この間、2月19日でしたか、A地点が望ましいという提言を受けたというふうには聞いておりますが、この間、市民ワークショップを傍聴させていただきましたら、A地点については市民の方、賛成の方もおられました、確かに。しかし、やはり、A地点はいかがかなというふうな感じが私は受けたんですが、その点については市長はどのように。例えば、市民の意向と言いますか、ワークショップの結果を受けてA地点じゃない地点ということもあるわけですが、その辺は例えば、弾力的にお考えがあるのかどうか。その点だけ、ちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） すごく弾力的でして、私、全然、固執をしていません。ただ、病院というのは、当初から言っていますように、市が持つというのは大変なことだと思っています。そのためにやはり、市民にとって一番使いやすい場所、ひいては、やはり経営上一番いい場所にすべきだというふうに思っております、そういったことからすると、検討委員会の委員、私がというよりは、まずは検討委員会の委員すべての方が、A地点が望ましいとおっしゃっています。その動きは今、申し上げたこと等であります。

万が一、B地点に持って行った場合、私もワークショップで問いかけましたけども、公共交通のアクセスをどうするのか、一度、駅前を通り過ぎて行ってから、もう一度バスをすべて、あそこへ持って行くのかとか、道路が物すごく弱いです。今回、野洲駅のロータリー、機能的に安全にということで、一定の整備を終えております。あのロータリーとそして、南側といいますか、道路と両方からアクセスができるということから考えると、私もA地点が一番望ましい。

ただ、A地点、いろいろ建物が迫るとかおっしゃるんですけども、全体で5,700平米以上あります。そして、ワークショップのときにもご説明しましたように、滋賀銀行

から土地の交換を提案されていまして、ロータリーに面する辺がかなり長くなって、いい正方形の土地になると思っております。この5,700の中に今、病院建て面積4,400ぐらいを想定しておりますので、5,700の中に4,400ですし。

それと今、自転車置き場を持っておられますけれども、それを置いておったとしても、かつて、あそこの一角にある民間マンションを建てるときに、随意に貸した形にして、建築確認がとられたあの土地があいております。そして、あそこの自由通路みたいなところも含めると、6,000を超える空間の中に4,000というイメージですので、そういったことからすると、私もそんなに圧迫感はないと思うので、現時点では検討委員会を終えて、ご提言をいただいた結果としては、A地点が私としては好ましいんですが、当然、それ以上の対案を、交通あるいは空間をお示しいただくのであれば、当然、私が受け入れるというのじゃなしに、市民の皆さん方にその提案を供していくことについては、全くやぶさかではございません。

議長、反問です。

○議長（立入三千男君） ただいま、市長から反問の申し出がありましたので、反問を許可いたします。反問は、質問議員1人につき2回までとなっております。

市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほどの議案質疑の中で、郊外といいますか、遠隔地といいますか、それもあり得るとおっしゃったんですけれども、8月の議会で野洲駅南口前ということで、いわゆるA、Bという前提で議決をいただいているんですけれども、市木議員としては、まだ野洲駅南口周辺じゃなくて、いわゆる遠隔地、郊外ということも含めて議論すべきだと思っておられるのか、やはり、あれだけの多数での議決をいただいて今進んでいることについてどうお考えなのか。

それと、先ほど構想を受けて、次、計画と。予算の仕組みも申し上げました。それについてご納得いただけたのかどうか。あわせて、うわさでは、もう一度また、8月みたいに予算の組み替え動議を出されようとしているということでもありますけれども、市木議員は、これはうわさですけれども、市木議員は本当に野洲市の監査委員で、私が立入議長から、この方がベストだということで推薦させていただいて、皆さん方がお決めいただいた方があります。

私は議員の活動はご自由だと思いますけれども、議会によってやはり、監査委員というのは、ここで答弁する行政委員でありますから、行政委員なんです。ですから、むしろ答

弁側に回る方が、質問されて私はいいと思いますけれども、一般質問はいいと思います。議案の質疑とか代表質問をするということは、私はルール上いかなものかなど、法律上じゃなしにということをおっしゃるんですけども、今のこの病院も含めて、これ、代表質問していただいているので、そこはやはり軸足をまず、確認させていただかないと、今後のご質問にもお答えが的確にできないと思っておりますので、以上3点を、この1問の中で、お答えいただきたいと思っております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） 私は、野洲政風会の代表質問ということで行っておりますので、個人的な見解は、この場では差し控えたいと、このように思います。

○市長（山仲善彰君） 私、今、3つ聞きました。個人的な見解って、代表してですね。代表質問には反問できんの。代表質問には反問しないと条例改正してもらわな。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後12時01分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

市木議員。

○11番（市木一郎君） 市長から反問をいただきました。場所を会派としてどう考えているかという、こういうお尋ねでございました。それこそ、いろいろ考えがございます。だから、質疑でも申し上げましたけれども、そういう意見があるので、今後どうされるのかという、非常に今疑問というか、懸念を持っているということなんです。場所については、今日この会議が終わった後で、当然、採決というのが絡んできますので、どう考えるかという意見の集約をしようというふうに思っております。

それから、予算の組み替えについては、これも終わってから相談をいたします。

それから、監査委員についてですが、先ほども言いましたけれども、監査委員というのは当然、予算執行状況のチェックをするわけでございますし、当然、先ほども言いましたけれども、個々の監査を受けられる方に対して、事務の改善であったり、そういったことを、公平に監査をしておりますので、質問は規定でも、監査委員は質問できるということになっていますから、それに基づいて質問をさせていただいていると、こういうことでございます。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

(午後 12 時 03 分 休憩)

(午後 12 時 03 分 再開)

○議長 (立入三千男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市木議員。

○11番 (市木一郎君) 当然、意見の中にはAは望ましくないと。Bの方がいいという意見もございますし、南口そのものに反対という意見もございます。ですから、最終的には会派の拘束は、私はかけられないと思っております。これは、会派の代表と相談をいたしますが。大事な問題でございますので、会派としてどうという対応は今回は難しいと、そのように判断をいたしております。

○議長 (立入三千男君) 引き続き、会議を進行いたします。

次に、市木議員。

○11番 (市木一郎君) それでは、雨水幹線などによる治水対策についてですが、進捗状況並びに台風18号で大きな被害が出た駅前の治水対策について、いつごろを目処とされているのか、お伺いします。

○議長 (立入三千男君) 市長。

○市長 (山仲善彰君) 駅前の治水対策についてのご質問にお答えをいたしますが、いつごろと言われても、まず、駅前につきましては、経緯を簡単に申し上げます。

私、市長になったときにも一番最初に着目をいたしました。時間雨量30ミリで、特に、祇王井川と駅前の道路の交差点は冠水をいたします。駅前の土地を購入する。そしてから、いろんな先ほどご質問があった市民活動拠点をやるかやらないかというときにも、野洲駅前に投資をすべきなのか、野洲駅前を放棄すべきなのかということを、内部で議論いたしました。そんな簡単に、時間雨量30ミリで冠水するのをとめられない。とめられないといえますか、改善できないぐらいに厳しい状況であります。ただ、そうはいかないので、できるだけよくしようということで、雨水幹線の事業を計画いたしまして今、進めております。

過去の経緯を調べますと、平成17年に今の下水門線からJRを横断する案を出して、調査をしているらしいんですけども、これも不思議なこととして、ちょうどあのマンションが建つ前後であります。調査したけども、何かポイントが引かかるからだめやとか、これ、私は何か、言い訳かなと思っているんですけども、そういうことがされています。

それと、今回、雨水幹線を計画するにあたって、過去のことを調べましたら、これは前

もご質問でお答えしましたがけれども、童子川、祇王井川の改修に絡めて、野洲市が祇王井川を改修するので、一級河川ではあるけれども県の関与は要らないということを、正式に県に確認書を出していました。そこから切り替えていったわけで、当時、県の方からは私も嫌味を言われまして、「野洲町さん、野洲市さんがやることになっていますよ」ということでありました。

これは、背景から言いますと、市木議員なんかはよく、むしろ、議員としては2期目ですけれども、支えておられたりコミュニケーションしておられる方等から考えると、いつできるんかというのじゃなしに、野洲市が、野洲町がやると、これ、びっくりしますよ。すべて野洲町がやりますと。

これは困るので、県要望にも既に祇王井川の改修というのは入れております。そういうことがありまして、今年の台風18号、9月15、6、すごい浸水がしましたけれども、何も要請もしていないのに、何か新聞記者は私が呼び付けたんかと言っていましたけど、突然朝、連絡があって、滋賀県知事が来られまして謝られました。現場を一緒に見たいということで。今は、滋賀県は祇王井川は一級河川として、滋賀県が責任を持つべきものだというふうに認識をしてもらっている、これは証左の表れだろうと思っています。

県と市が一緒になって、まず、よくしていきたい。雨水幹線はできるだけ、上流部でいわゆる専門用語でカットして、友川につないで、できるだけ治水安全度を高めていく。でも、抜本的には、これは県が管理している川でありますので、県にやってもらいたいということで、今進めておりまして、どこが何までとおっしゃると、いつまでとおっしゃると困るんですけども、雨水幹線につきましては平成24年度から実施しておりますが、事業期間の平成27年を目標に、認可区間の早期完了をまず目指していきたいと。そして、その後につきましても、一層の取り組みを進めていきたいということでもあります。

以上、お答えいたします。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） それでは、次に参ります。

国道8号バイパスについて、お伺いをいたします。長らく反対が続いておりました三上地先も、ようやくほぼ地権者の同意が得られ、2月の早々に幅ぐいの打設が行われたところですが、今後の課題として、法線上からの立ち退き移転が問題となってきますが、本市の将来のまちづくりをどのようにお考えでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 国道8号線バイパスと将来のまちづくりのご質問にお答えをいたします。ちょっと、ほな、国道8号線バイパスと将来のまちづくりと、えらくこれ、バランスがとれていないご質問なので、ちょっと悩んでいたんですけども。

国道8号線は、ご承知のように昭和57年に事業化をされています。そして、都市計画決定が平成12年。平成12年というのはすごく昔なんですけれども、これ、前にも言いました57年から12年という、これ、すごい期間が経っています。なぜこの間、都市計画決定が打てなかったかというのも重要なのでありますが、それ以降も一切手が付けられていなくて、3年前からいろんな方の協力で進めておりまして、今年度、平成25年度、本当に私の地元の妙光寺では、地権者17人のうち16人まで今、買収の合意をいただいております。用地買収が完了、年度内にいたします。国の方もすごく前向きで、来年度も大きなお金を付けてくれています。

ただ、やはり総事業費約300億円。4.7キロ。8車線の道ですので、当然時間はかかります。その中で、支障物件と言っておられるのが、ちょっと意味がわからないんですけども、恐らく市内にある事業所だと思っています。私も常にコミュニケーションをとっておりまして、移転先をどこかと言っておられるので、それにつきましては、できるだけ事業の存続を前提にした移転をやっていきたいと思っております。

それと、まちづくりということ言えば、今、市内の国8をはじめ、各幹線・生活道路が渋滞をしておりますけれども、まずは通過交通を少なくとも、野洲・栗東間をスムーズに流すことによって、交通が随分改善されますので、いろんな地域の計画ができ上がってくるだろうと思っています。

内々は、地区計画で整備をしたいとか、あるいは、大規模小売店が内々、何か、計画を持っているようでありまして、いろんなところで。そういったことが今後、国8バイパスの促進によって進むように、一緒に取り組んでいきたいというふうに思っております。

とりあえず、以上、お答えといたします。

ちょっと反問をお願いします。

○議長（立入三千男君） ただいま、市長から反問の申し出がありますので、反問を許可します。なお、反問は1議員、1人につき2回までとなっています。

○市長（山仲善彰君） 先ほど、反対があったとおっしゃったんですけども、市木議員が認識しておられる反対というのはどういうことであって、なぜ反対があったというふうに理解しておられるのか。これは、市木議員の地域ですから、一番よくご存知ですので、

できるだけ詳しく反対があったその状況と、反対の理由についてご説明をいただきたいと思っています。今後の取り組みに物すごい重要であります。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） 私が聞いておるのは、やっぱり法線上には民地が引っかかると思いますか、と、それと高架ですから、いわゆる景色が見えないというか、三上山が見えない。というふうなことで反対をされていたというふう聞いております。

○議長（立入三千男君） 次に進めて下さい。

○11番（市木一郎君） そしたら、本市の将来のまちづくりをどのようにお考えでしょうかと、ちょっと漠とした書き方で申しわけございませんでした。何が聞きたかったかというのは、いわゆる8号バイパスの沿線、当然農地もございます。将来、総合計画を見ていると、なだらかに市街化というふうにはなっておりますですけども、やはりそこで農地の真ん中を通る8号バイパスの沿線、農地として農業をそのまま続けていくのか。あるいは市街化に編入して、そこを都市化していくのか。その辺はやはり、実際のそこにお住まいになっている方なんかは、まだまだその辺のことまで進んでいませんので。やはり市が主導的立場で、将来のまちづくりというものを示していただければなど、こんな思いで質問をさせていただいたわけでございます。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。午後1時15分再開いたします。

（午後12時14分 休憩）

（午後 1時15分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

それでは、市木議員。

○11番（市木一郎君） それでは、県道湖南幹線などの早期開通についてですが、早期開通ということですが、現在の進捗状況と開通の目処をお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 湖南幹線の進捗と開通の目処をお答えいたします。何か簡単に開通とか言っていたくんですけれども、話は長くて、昭和47年のほ場整備のときに、比留田地先から野洲市内は用地をご協力いただいて、確保していただいています。

私が就任したときは、ご存知のように、比留田から野洲中主線のところまでが暫定で少し使えるようになっていたぐらいでしたが、用地が確保してあるから可能な限りということで、比江のところまで今、暫定を供用いただいています。そして、今回、通学道

路も信号がつくようになりました。ただ、これもまだ暫定です。

これが47年に計画が打たれている道路がこの状態。国8は57年事業化。これはもう、野洲だけじゃなしに滋賀県の象徴であります。ですけれども、集中的にできるだけということで、今暫定をした上で、湖南幹線も一層の促進をずっと進めています。これもご承知いただいていると思いますが、ほ場整備で計画決定を打っていただいていますので、少し法線がずれております。それと、まだ土地も確保できていない部分はその比江、小比江のあたりですので、これも私、就任以来ずっと急かしているんですが、ようやく測量をして、この計画変更をしようということが動きつつありまして、まず、それにつきましては、平成26年12月に都市計画決定が打たれる予定であります。今、それぞれの地域でご協力いただいて、くい打ちとか測量とか、やっただいていただいているところであります。

ただ、大津の方から守山へ来て、これの進捗状況ですけれども、一番最近の状況では、平成26年度末、来年度末にようやく正式名称で言いますと、県道守山栗東線、いわゆる琵琶湖大橋取付道路までが4車線で開通すると。26年にあそこまでしか来ません。現在の県の計画では、それ以降になるということしかわかっていません。

それと、もう一つ問題は、それ以降は2車線で暫定に行くと。野洲市内の土地は4車線で用意をしてもらっているんですが、2車線で行こうということになっていまして、私はこれは承知できないと。向こうが持ってきた計画を実質、ちょっと言葉は悪いんですけど、突き返しています。なぜ野洲に向かって、早くから、47年から土地協力いただいているのが、2車線になるのかと。4車線の土地が確保されています。

ただ、県は今、そういったことで全然元気がない。やる気がない状態ですが、これではいけないというので、できるだけ促進ということで、さっき申し上げたように測量、そして計画決定、これも随分急かして、ようやくここまで来ています。

それと、ついでに申し上げますと、昨年12月に近江大橋が無料化されました。あれに逆に財源がつき込まれます。ですから、ああいうのはとっておいてもらって、実際はあれの延長になるわけですし、あと、琵琶湖大橋へのアクセスにも役立つわけです。

ご承知のように、大津能登川線の近江富士大橋は琵琶湖大橋関連の財源でやっていますし、野洲から国道8号線を、橋を渡ってもらって1号線へ行くバイパスの道路があります。橋をわたってすぐに栗東の地先から。あれも有料道路の関連でやっている。これができんだったら、湖南幹線の橋ぐらい、これは大体30億ぐらいかかるんですけれども、道路公社でやったらどうかという提案を6年前からやっています。その当時、県も公社もオー

ケーだったんです。2期目の嘉田知事はわざわざ自ら野洲での集会で、「2期目を当選したら取り組ませていただきます」と言っているんですけども、何回言ってもなしのつぶて。

今、こんな状態ですけども、あきらめないで、ぜひ早く、この道路は、これ、最低ですから、昭和47年から最低科目といいますか、基礎科目ですから、ぜひ取り組んでいきたいので、さっき申し上げましたように、何か、いつできるんかとか、気楽なご質問じゃなしに、一緒に汗をかいていただくことをお願いいたしまして、答弁いたします。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） ぜひ行政経験を生かしていただいて、引き続きお取り組みをいただきたいと思います。

それでは、続きまして、高齢者及び子育て支援の充実についてですが、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 子育て支援と高齢者施策は簡単にお答えいたします。

1つはやはり、高齢者の方、今でもかなり施設のサービスを待っておられます。この3月1日に100床の老健施設が、ようやくオープンをいたしました。まだグループホームを予定しておりますけど、少し遅れております。

今後の次の計画、第6期の計画の中で、もう少しやはり施設サービスが要りますので、この計画を来年度、計画自体、27年からの計画になりますけれども、来年度26年度がこの計画策定になりますので、申し上げましたように、高齢者のサービス事業に対して、きちっと取り組んでいきたいというのと。

もう一つは、国の方針で私は賛成していませんけれども、要支援の1、2の方が市町に離すという逆行になっています。もともと市町なり地域の社会福祉協議会がやっていたものを、介護保険制度ができたために、すべてつながりを持って国の制度一元化、国がやるわけじゃなしに介護保険制度でやろうというのを、逆行していますけれども、そういった方たちが、不利な状態に置かれないようにということも含めてやっていきたい。

それと、あとは地域包括センター、これも今、野洲は1カ所でやっています。結構、これ深刻な課題だと私、思っています、もう少しふやす。少なくとも本来の中学校区に置くということで、それから行きますと、あと2カ所ふやして3カ所というのが本来です。これも担当部局では検討いただいているんですけど、ポイントは2つあります。

1つは、委託するのか直営でやるのかということと、もう一つはどこまでやるのかとい

うことです。この制度、国がつくった制度なんですけれども、高齢者、特にさまざまな課題を持っておられる支援を必要とする高齢者の方を支援する、一番困難な課題の方の高齢者の支援なんです。ですから、ご本人の体の問題とか、いろんな機能の問題があると共に経済的な問題、あるいは家庭の問題があります。

それを地域包括、まさに包括支援センターという名前だけ付けてやろうということなんです、そう簡単な話ではありません。そこをきちっと分析をして、サービスを支えていきたい。ただ、それ、大変なので、今、県内を見ても委託型が多いです。委託といますか、指定管理でやると。あるいは委託でやると。直営がごく一部あります。どこも課題を持っています。今、現時点では、職員の検討では委託をした方がいいんじゃないかということなんです、本当にそれでいいのかどうか。

ただ、直営にしますとお金の問題も、あるいはスタッフの確保もあります。これもできるだけいい方向に、速やかに検討していきたいと思っていますので、一番、私、深刻な課題であり注目されていません。どこかに丸投げで委託というのが結構多いんですが、一番困るのが当事者ですから、ぜひこれも市議会も含めて、ご議論を賜りたいと思っていますし。

あと、子どもについては、先ほど申し上げたように、こども園を計画的にやっていくのと、もう一つはやはり、発達支援の子どもさんがすごく多い。小学校で10%、中学校で11%を超えておりますし、学童保育では12から13%です。先ほども野並議員、お金使っていないとおっしゃっていたんですが、緊急雇用で加配をしていた分を、財政レベルでは完全にカットだったんですが、全部じゃないですけど、必要最小限、単費で戻しております。

さまざまなところに今、手を打っていますけれども、まだまだ完全ではないし、いろいろ心配いただいているように、休みの日の学童ですとか、中学校行って、特に中学校低学年の方のサービスをどうするかとか、そういったことを含めて、できるだけ可能な限りやっていきたい。

それと、病児保育・病後児保育。そして発達センターの取り組み。これも反対いただいている病院に絡めて、私は一元的にやりたいと思っているんですけれども、単なる場所の議論ばかりしていただいているのも残念でありますけれども、高齢化・子育て、本当に重要な問題なので、今、申し上げたようなことの取り組みをしたいということが、施政方針で述べさせていただいたことでもあります。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） 一生懸命取り組んでいただいております、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

それでは、次に障がい者の自立と社会参加についてですが、具体的にお伺いをします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 障がい者の取り組みは恒常的にやっておりますし、今、支援室も設けてやっておりますが、特に今年度、力を入れるのは既にご理解いただいておりますびわこ学園に提供している土地の隣接地で、市内の事業所・作業所が、就労のサービスも含めて取り組みたいとおっしゃっています。

今、国の支援を手續しておりますけれども、完全確定ではないんですが、ほぼ支援も得られそうですので、まずは、こういったサービスを充実してもらうのと、もう一つはやはり、障がい者の虐待ですとか、あるいは、自立のためのきめ細かな支援、そういったことも、これは市の通常業務でありますけれども、力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） それでは、農商を含む産業振興について、具体的にお伺いをいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か、農業支援等産業支援にお答えしますが、何か、学校で質問を受けているような感じで、何かもうちょっと言ってもらった方が、何か、すべて政策をしゃべるわけにいきませんので。

主要なところだけ申し上げますと、野洲の場合、水田農業が中心で、そこに野菜とか、果樹をやっていただいております。特に水田農業に関しまして、米作ですけれども、個別にブランドを申し上げますと、愛郷米、そして南桜の櫻味の輝、そして、あと、ゆりかご水田米、シルキー米等々、ブランド米を育てていただいて、非常に展開いただいております。こういったものをより広く、それと継続の問題もありますし、広がるような取り組みを一緒に進めていきたいというのが1つです。

それと、もう一つは、若い世代の農業振興。青年農業者クラブ等で活発に取り組んでいただいておりますので、そういったことも、国の制度プラス市独自の制度で支援をしていく。また、地産地消を進めていくということで進めていきます。

それとあと、商工業ですけれども、商工に関しては主体的には、やはり商工会中心に、あるいは観光物産協会中心に取り組んでいただいていますので、それを支援するということですし、先ほど申し上げた道路のやはり状況をよくしないと、なかなか商売繁盛につながりません。そういったこととか、駅前の整備によって、駅前を商業区域にするつもりはないですけれども、あそこが人が動かれる、あるいは人が集まれる場所になることによって、周辺全体の刺激につながるということで、商業振興を進めていきたいというところが主なところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） それでは、市長、最後になりますけれども、本年10月、本市は旧中主町と旧野洲町が合併して、満10年になりますが、検証を含めて11年目に向けた思いをお聞かせ下さい。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市政発足11年目に向けての思いということですが、これを含めて、私、長々と施政方針、お話しをさせていただいたので、もう1回聞かれると何を言ったらいいのかなと思うのですけれども。

野洲の人口、緩やかにふえています。繰り返しになりますけど、緩やかにふえていますし、新しい工業団地等は整備はされていませんけども、それぞれの事業所が、かなり大きな広い土地を確保していただいていますので、そこに設備投資をしていただいたり、まだ聞いていますと幾つか計画がありますので、そういったところでの設備投資意欲も高いですし、新たな市街化区域も、十数ヘクタールがまだ利用可能な土地としてありますし、地区計画でも数ヘクタールの開発が見込まれています。そういったことによって、産業、そして就労につながる取り組みができています。

ただ、やはり、まちには、いつも申し上げていますように、安心のレベルと潤いのレベルが必要ですので、これも施政方針で申し上げましたように、一層の治水を含めた安全対策、そしてもう一つは、潤いはやはり文化とか、スポーツとか、あと消費、買い物、やはり身近なものとか、少し高級品が買える、食べられるという要素が少ないです。

これは病院のところでも申し上げましたけれども、全国の都市の格付けの中で、県内、特に近隣のまちは大体20位以内に入っています。野洲だけが100番台の半ばをいつも推移している。この1けたの違いが何かというと、端的です。安心とそしてから便利さ。

この安心は何かといいますと、病院の病床数と高齢者施設の病床数が少ないという単純なことです。特に、人が安心して利用できる病院が少ないわけです。野洲市は野洲病院の199床を入れて約400床です。あとは、湖南病院と、そしてびわこ学園が病院になっています。

私が心配しているのは、野洲病院は本当に2010の構想で、あの提案というのは裏返しの提案でして、存続不可能だというメッセージなので、できるだけ速やかに市が責任をもって病院をしようとしているのに、残念なのは先ほど、ここに及んで病院をつくったほうがいいのかどうかとか、どこにつくったほうがいいのか、これから会派で考えるとおっしゃっています。野洲の一番重要なのは、病床をどこにきちっと確保するかということです。この200床がなくなったら、もっと落ちます。日本のまちは、市は三けたしかないので、三けたよりは落ちることはないと思いますけれども、今、三けたのうちの100番台ですけれども、恐らく数百番台に落ちる。

もう一つは、便利さというのは、JRがどうのこうのじゃなしに、買い物ができない。商業スペースが1人当たりの面積が少ないということなので、今申し上げましたように、そういった面を充実していくまちづくりにしたい。

もう一方では、今回、財政調整基金を使わないで予算を組みました。これまで新市になってから、少ないときで4億円台、多いときで9億円台、リーマンショック以前もやっています。今回、基金を使っていません。先ほど、野並議員が少し税収もふえたし、あるいは国からも元気交付金が来たからとおっしゃったんですが、一旦健全化に戻すと。決してサービスを落としていませんので、健全化に戻すという中で、財政の健全化を図りました。

あと、必要な基礎科目は、耐震化はできましたけど、クリーンセンター。そして、こども園。こういったものをきちっと整備すると共に、今申し上げたように、にぎわいと潤いと安心の取り組みをきちっとしていきたいというのがこれからの思いで、どこかのまちみたいに全国一とか、余り思っていません。市民の方がまちのサービスを受けられて、気がついてみたら、よそよりよかったと。子育ても高齢者も安全もというようなまちづくりを進めていきたいというのが、私が思っている11年目以降のまちづくりであります。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） 今の質問の中で、検証を含めというふうに質問させていただいているんですが、これからだとは思いますが、この検証についてはどのようにお考えでし

ようか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 検証、今までやっています。計画なくてコミセンつくってみたい、ぽかっと道路をつくってみたい。つながりができていません。それと財政規律が全くございません。ですから、端的に言いますと、私は透明・公平・公正と言っていますけども、透明感がかなり欠如していた。そして、公平感も十分じゃなくて、たまたま、どこかが提案されたら、そこに事業が行っていたということでありまして、一言で言えば、透明・公平・公正の観点、少し足らなかったのではないかなというのが検証であります。

詳細はまた、必要だったらお答えしますけれども、長々とすべての検証をここでやるものではないと思いますので、この3つの点について、十分ではなかったというのが検証であります。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） ありがとうございます。それでは、次に、平成26年度教育方針について、川端教育長にお伺いをいたします。

まず、教育方針の最初に、「本市は豊かな自然と歴史・文化に恵まれたまちであり、この風土を大切にしたまちづくり、人づくりを目指します。そのために、教育方針を『愛と輝きのある教育のまち・野洲』とし、市民が笑顔、元気、自信、誇りなどの『輝き』を創出する教育を進めます」と言われていますが、教育長の本市の教育に対する思いを、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 市木議員の本市の教育に対する思いについて、お答えをさせていただきます。

教育長に就任してから1年と3カ月余りが経過をいたしました。この間、学校・園の訪問や運動会、展覧会、学習発表会などへの参観する機会もございました。そこで子どもたちが真剣に学習する姿や生き生きと発表する姿、元気に力強く体を動かす姿などを目の当たりにすることができました。

また、全国大会や近畿大会、県大会に出場し活躍した子どもたちの姿の報告も受けております。さらに、野洲市美術展覧会や野洲文化芸術祭では、市民の皆様の日ごろの活動の成果を出展・発表され、出展や発表された方々の充実された表情も目の当たりにしております。各種のスポーツイベントでも多くの市民の皆様が参加され、仲間と楽しく運動され

ている姿も見ております。

このように、子どもから高齢者までの市民の皆様が、互いに認め合い、励まし合い、学び合い、高め合いながら輝きのある姿を創出して下さっております。

学校現場には、生徒指導上の問題や不登校などの課題もございますけれども、これからも野洲市教育振興基本計画に掲げる基本理念や方向を踏まえ、施策を展開し「愛と輝きのある教育のまち・野洲」を目指したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） それでは、少し具体的にお伺いをいたしたいと思います。

まず、子どもたちの知・徳・体をバランスよく高めていくためには、学校と家庭、地域とが目標を共有し、それぞれが役割と責任を果たすと共に、互いに連携を深め協働してきますと言われておりますが、具体的にどのようにされるのか、お伺いをします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 学校と家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たし、連携・協働することについてのお尋ねでございますけれども、学校は教育を受ける児童・生徒の発達に応じて、系統的な教育を行い、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成を担っております。

また、家庭におきましては、子どもが行きっていく上での必要な生活習慣、マナー、ルール等を身に付けさせると共に、自立心を育て、心身の調和のとれた発達を図る責務を有しております。さらに、地域社会におきましては、地域の大人が子どもの成長を見守りつつ、よい点は褒め、悪いところは遠慮することなく注意できるよう、みんなで協力して地域ぐるみで野洲の子どもを育てていく責務がございます。

具体的には、学校が知・徳・体のバランスがとれた目指す児童・生徒の姿を描き、その姿を創出する方策を学校説明会や学校だよりなどを通して、保護者やあるいは地域に発信するなどして、育てたい子どもの姿を共有化し、共に連携協働しながら、子どもたちの成長を促したいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） それでは、ちょっと1点、お伺いをしておきますが、学校と家庭と言いますと、PTA活動などを通じて、こう密接につながりというのが連想できます

が、地域ですね。地域とどのように目標を共有して、連携をしていくのかと。この辺はどのようにお考えなんでしょうか。現実の取り組みでも結構です。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 地域との連携でございますけれども、地域子育て報告会とか、青少年市民育成会議等々がございます。例えば、育成市民会議では7月とか11月にまちぐるみで愛の声かけ運動を実施しておりますし、はつらつ野洲っ子育成フォーラムというのがございますが、そこでは中学生とか、あるいは保護者代表と市の校長会代表を交えて、活発な意見交換を行っております。

こういった形で、学校と地域とが同じ方向で子育てをしていきたい、共有していきたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） 引き続き、よろしく願いをしたいと申し上げます。

それでは次に、学校応援団事業についてですが、平成25年度では全小学校で取り組まれたとのことでございます。大変ご苦労さまでございました。平成26年度には全中学校にも拡大されるとのことですが、具体的にどのように取り組まれるのか、お伺いをします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 中学校での応援団事業でございますけれども、来年度から全中学校におきまして、実施をさせていただく予定をしております。

これまでの小学校での実績を参考としながら、各学校それぞれの実態に合った内容で、特色のある学校応援団事業となるように、まず組織を立ち上げたいと。そして、事前に登録をしていただいたボランティア等関係者の意見も十分に取り入れながら、学校運営に支援をさせていただく内容を協議決定し、事業を実施していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） 保護者も小学校のときは一生懸命なんですけど、中学校になると、つつい疎遠になりがちですので、ご苦労をかけると思いますが、よろしく願いをしたいと申し上げます。

次に、新しい取り組みと思いますが、平成26年度から拠点小学校において10分間運

動を実施されるとのことですが、どのような内容かをお伺いします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 文科省の「全国体力・運動能力、運動習慣等の調査」によりますと、本県の小学生の子どもの体力が全国平均に比べまして、低位な状況でございます。また、同じようにアンケートを子どもたちに行っていますと、他の府県に比べまして、本県の子どもたちは全国の平均と比べまして、約10分程度運動時間が短いということが明らかになっているところでございます。

そこで、学校生活の中で、運動時間を意図的に確保しながら、体力を向上させるという、それが10分間運動という取り組みでございます。

具体的に申し上げますと、休み時間等々を活用しながら、学校で考えました体力向上プランを全校一斉で取り組んで、子どもの体力の向上を図っていききたいと、そのように考えているところでございます。ちなみに、来年度は篠原小学校を拠点に実施をする予定をしております。現在のところ、詳細な時間の問題とか具体的な内容とか、そういった実施計画について、作成をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） 今、休み時間を利用してということですが、これは、授業時間はつぶさないと、そういうことですね。で、いいんですね。わかりました。

次に、特別支援教育について、お伺いをいたします。特別支援教育の推進体制の強化を図るため、各学校に特別支援教育指導員や支援員を拡大して配置しますとのことですが、具体的にどのようにされるのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 特別支援教育の推進体制の強化を図るための具体的な取り組みといいたいでしょうか、そのことについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど、市長の方からも答弁がございましたけれども、今年度は特別支援教育に関わる市費の支援員を、市内の小中学校に17名配置をしておりましたが、来年度は28名の支援員の配置を市単で、配置をすることになっておりまして、今年度よりも11名の増員となります。

これらの支援員の皆様には主に、通常学級に在籍をしております特別な教育的支援を必要としている児童・生徒のために教員をサポートしたり、あるいは、授業に入り込んでい

ただいて、個々の児童・生徒の学習支援を行ったりしていただきまして、特別支援教育の推進を図っていききたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） この特別支援教育指導員や支援員は、これは21名さんというのは、具体的に配置は決まっているのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 21名ではなくて、28名でございます。具体的に今のところ、各学校に在籍をしております特別支援教育の必要な子どもの数とか、あるいは特別支援学級の数とか、そういったことから、どの学校に配置をするかということを決めておまして、ほぼ今のところ決まっているところでございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） それでは、規範意識については学校、家庭、地域が子どもたちに対し毅然とした態度で、やりたくなくてもやらなくてはならないことを教え、導くことに努めますとのことですが、具体的にどのようにどのように取り組まれるのか、お伺いをします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 規範意識についてのお尋ねでございますが、これからの日本の社会を創造しリードしていく子どもたちに、ぜひとも身につけたい資質の1つに、人として当たり前のことが当たり前でできることが挙げられると思います。かつて、江戸時代の会津藩には10のおきてというのがございまして、武士の子弟の基本ルールが示されてきました。その中に、「ならぬことはならぬものです」というものがあります。現代風に言いますと、だめなことはだれが何と言ってもだめなものですということになるのではないかなと思います。例えば、掃除の時間に遊びたくても掃除に集中するとか、命を粗末にしてはならない。人を傷つけてはならない。決められたルールは守らなければならないなどでございます。

これらは、やりたくてもやっちはいけないこと、あるいはやりたくなくてもやらなくてはならないことの1例ではございますが、人として当たり前のことを、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちに教え、導いていかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） 例えば、具体的に例えば、そのホームルームの時間を使って教えるとか、そういうのじゃなくて、先生方がこういうことを意識して、学校生活を通じて教えると、そういうふうに理解してよろしいんですか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 特別な時間をとって、そういったことを指導するということは余り考えておりません。例えば、道徳の時間なんかはあるかも知れませんが、やはり学校全教育活動の中で、そういったことは指導していかなければならないと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） それでは、続いて、地域においては地域教育協議会を中心として、地域に密着した子どもの居場所づくりを、地域の皆様の協力を得て進めますとのことですが、現在の取り組み状況をお伺いします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 地域教育協議会の現在の取り組み状況についてのお尋ねでございますけれども、協議会は年2回開催をしております、6小学校区で開催している地域子ども教室の開催状況の情報交換とか、予算の配分を決定しております。

また、地域子ども教室の運営上の課題解決に向けての意見交換も行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） じゃ、少しお伺いをしたいと思いますけれども、地域教育協議会のメンバー、どのような方が協議会のメンバーでおられるのか。それともう一点、年2回ということですが、これでその辺の取り組みができるのか、ちょっと見解をお伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） まず、メンバーでございますけれども、学識経験者とか、地域青少年活動の代表者、それから関係行政機関の代表者等々含めまして、17名の皆様にメンバーとしてお願いをしております。

それから、2回で十分かどうかということでございますけれども、この事業の目的が土

曜日・日曜日の子どもたちの活動が安心できる拠点、公民館、コミュニティセンターとか、そういった拠点を設けまして、地域の方々のボランティア活動、そういった協力を得まして、学習とか、あるいはスポーツ活動等々を行っております、そのための情報交換でございますので、2回で十分ではないかなと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） それでは、次に、いじめ防止対策についてですが、平成26年度において、国のいじめ防止対策推進法に基づき、各学校で学校いじめ防止基本方針を策定しますとのことですが、いじめの現状についてお伺いをします。

また、本市におけるいじめ防止対策推進法に対する対応について、お伺いをします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） いじめ防止対策推進法についてのお尋ねでございますが、本年度の市内の小・中学校でいじめの報告件数でございますが、1月末現在で51件という報告を受けております。解決に至らない指導継続中や見守りケースもございますけれども、重大事案に陥ったケースは今のところはございません。

また、いじめ防止対策推進法に伴いまして、先日、県教委の方で、いじめ防止基本方針の素案を公表しました。野洲市教育委員会におきましても、本県の基本方針を参酌しながら、いじめ問題対策連絡協議会の設置等を検討して、野洲市いじめ防止基本方針の策定準備に現在のところ、とりかかっているところでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） 次に、人権を尊重するまちづくりに関してですが、学校・園では心に響く道徳資料の開発やボランティア活動などの体験活動に取り組み、道徳教育を充実しますとのことですが、具体的にどのように取り組まれるのか、お伺いをします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 人権を尊重するまちづくりに関する学校・園の具体的な取り組みについてのお尋ねでございますが、まず、道徳資料につきましては、今年度新しい道徳の副読本を全小中学校に配布をしたところでございます。また、次年度は「郷土の偉人・第2版」を作成し、平成27年度の発行を予定しております。

各学校におきましては、副読本の活用の他に、ゲストティーチャーの活用や映像資料を

用いた実践などが行われております。こうした各学校の実践交流や授業研究会を通して、道徳資料の開発に取り組んでまいりたいと考えております。

体験活動につきましては、小学校において「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」といった体験活動がございます。中学校におきましては職場体験の取り組み、あるいは修学旅行での体験活動など、さまざまな活動が行われております。こうした活動を通して、豊かな心の育成に努めております。また、今年度、新たに地域の清掃とか、地域でのあいさつ運動を始めた学校もあり、こうした活動の推進を図り、道徳性を養ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） 教育長、もうちょっとお聞かせいただきたいんですが、道徳資料の開発というのは、これ、具体的に何か物ができるんですか。ちょっと教えてほしいんですけど。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 道徳資料の開発というのは、例えば、副読本をどのように子どもたちに教材化して指導していくかという。そういう開発もございます。資料の開発もございます。新たに、どこから全く使われていないような、また、後で、鈴木委員の質問にもございましたけれども、俳句とかそういうようなものを取り込んで、学級の実態に合わせた上で、新しく子どもに提示するという、そういうふうな資料もございますので、そういった開発を考えているところでございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） 最後に、教育委員会の活性化に関してですが、現在、国会では教育委員会のあり方に関し、活発な議論が行われていますが、教育委員会にとって、大きな転機が訪れようとしています。このことに関して教育長の所見をお伺いします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 教育委員会のあり方に関する所見でございますが、深刻ないじめとか体罰が発覚するたびに、教育委員会の責任のあいまいさとか対応の鈍さ、そういったものが露呈して、かつ情報の隠ぺいとか身内を守る閉鎖性が非難をされているのは承知をしております。

しかし、野洲市の教育委員会におきましては、重大な事案が発生したときは、すぐに教

育委員全員が集まりまして対応策を協議し、個人情報に配慮した上で情報提供をし、透明性を確保しているところでございます。

また、定期的に教育委員が現在の教育課題につきまして議論をし、野洲市教委としての一定の方向を確認し合っているところでございます。さらに、教育委員が直接学校訪問をさせていただいて、子どもや教職員、学校施設の様子を参観したり、管理職から学校経営の重点とか、あるいは課題、そういったものを聞き取りまして、「はばたけ野洲のまなび」では、地域住民の声を聞きとったりして、教育行政に反映できるように努めているところでございます。

したがいまして、私は現行の教育委員会制度で特に問題は感じておりません。拙速に制度改革に走る必要性はないと、そのように考えております。制度改革よりも、今、教育委員会に求められているのは、先ほど申し上げましたような形骸化とか無責任体質、そういったものを改善して、市長と教育委員会の権限の均衡を保ちながら、地方教育行政をしっかりと機能させることが大切ではないかなと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○11番（市木一郎君） よろしく願いをいたしたいと思います。

いろいろ詳細にわたり、答弁をいただきました。大変ご苦労さまですが、よろしく願いを申し上げます。3月に入ったとはいえ、まだまだ寒い日がございます。山仲市長並びに川端教育長をはじめ、職員の皆様には健康に留意され、引き続き市民福祉の向上と本市発展のため、職務に精励されることを願い、代表質問を終わります。

○議長（立入三千男君） 次に、野洲ネット第14番、丸山敬二議員。丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 第14番、丸山敬二です。それでは、野洲ネットを代表して、質問をさせていただきます。

まず、(仮称)野洲市立病院の整備についてであります。(仮称)野洲市立病院の整備については、平成24年12月、都市基盤整備特別委員会におきまして、市長から野洲市中核医療拠点のあり方に関する基本方針(素案)が提出され、賛成多数で承認されました。しかし、19名の委員のうち7名が反対している中で、市長から大多数の議員の賛同が欲しいということで検討を一旦凍結されました。それ以後、公開による市民説明会や討論会を実施し、平成25年8月議会に検討を進めるための予算を提案し、賛成多数で承認されました。

そして、(仮称)野洲市立病院基本構想検討委員会を設置し検討を行い、去る2月19日、市長あてに基本構想に関する提言がされました。来年度からは基本設計へと進み、いよいよ病院の具体像が見えてくるわけですが、今後は課題や問題点を克服し、さらなる加速をして、1日も早い病院の完成、開院を望むところであります。

この際、進めていただくにあたり、以下の点について、市長にお伺いをしたいと思えます。

まず1点目ですが、アサヒビールが駅南口に所有していた土地購入に関して、市長は慎重な判断をするため、公開による検討会や説明会を開催し、市民の理解を求めてまいりました。その土地の活用につきましては、にぎわいの出るものをつくりたいという発言もされております。その後、駅南口周辺構想検討委員会では、考えられるいろんな施設が挙げられており、病院もその施設に挙げられております。

しかし、市民の中には、ここが病院がメインになっているように思う人もいて、「病院を持ってきて、にぎわいは出るのか」と、こういった声も聞きます。

そこで、まず1点目としまして、市長の思われている病院も含めたにぎわいとは、どのようなイメージを持たれているのかをお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 丸山議員の代表質問の病院も含めたにぎわいに関するご質問にお答えをいたします。

今、駅前の土地の経緯、あるいは検討の経緯、ご質問で述べていただきました。もう一段前から言いますと、私が就任したときには、駅前のロータリーをデッキでやろうという計画が1つあって、もう一つは一带の土地、特に最終的に購入しました土地は、アサヒビールが開発するという前提でありましたが、突然、買わないかとなって、買うのであれば今、ご指摘いただいたように、市民がご理解いただいて賛同いただくということで検討いただいた上で、市民の憩いとにぎわいです、基本的には。ということで購入をいたしました。

それとは別に、これも皆さん方からご質問いただいたように、野洲病院問題が出てきて、病院がやはりなくてはならないということからすると、一番適地はということで、これはある意味で別の観点です。ただ、病院の適地ということからすると、やはり駅に近いということが条件なので、関連したいいわゆるプロジェクトとして動いております。

病院でにぎわいをということではございません。駅前には、JAさんが所有している土地

を入れますと、ご承知のように約3.5ヘクタールあります。ただ、それは市がある程度関与できる土地で、その周辺にはそれぞれ事業をしておられたり、あるいは利用可能な土地もあって、当初から言っていますように、3.5は促進剤という位置付けで考えております。

そういうことで、病院をつくるのであれば、便利で効率のいいところということで、駅前医療ということと、たまたま駅前の整備のご検討の中でも、心と体の健康をとということでしたので、今のところ、そこが重なったようになっています。ですから、病院でにぎわいとは思っていません。

にぎわいは何かと言いますと、これは従来から申し上げていますように、人がたくさんおられるとか、そういうことは必要なことですが、いわゆる必要条件・十分条件で言いますと、人がたくさんおられる、人がたくさん動かれる。ということは条件ですが、人がたくさんおられるだけだったら雑踏なわけです。満員電車、通勤電車はにぎわっているんじゃないし、あれは込んでいるだけです。

ですから、人がたくさんおられると共に、やはりいろんなサービスが享受できるとか、それによって市民が便宜を供与できたり、あるいは憩えるという要素が必要で、病院はそのためのものではないんですが、市民が安心して拠り所とされるという意味では安心であったり、そしてから、先ほど来、申し上げていますように、単に病気を治療するというだけじゃないし、予防とか検診とか、あるいは高齢者、子育ての生活の拠り所になる。

ということからすると、物理的にたくさんの方が移動されるということから、自ずからにぎわいが来されるだろうというのと、もう一つは、今想定していますのでは、少なくとも270から300人ぐらいの専門スタッフが、いつもそこで仕事をしているわけです。これはやはり、すごいにぎわいです。そこに通院の患者さん、入院の患者さん、お見舞いの方、いろんな納入する人の方と。そういう意味で、さっき言いましたように、人のある程度の動き、集まりがないことにはにぎわいはできません。

ということで、これは専門家も言っていますけれども、病院というのは魅力あるにぎわいの要素。本来は安心とか、そういった拠り所ですが、結果的ににぎわいにも役立つというふうに位置付けられるのではないかというのが、私じゃないし、私もそう思っていますが、検討委員会の先生たちのそういう認識です。

先般も検討委員会の座長、滋賀医大の馬場学長に務めていただきましたので、検討委員会が終わって後日、お礼を兼ねて30分ぐらいしゃべってきましたけれども、ああいう方

でも、やはり駅前の病院というのは、私が申し上げた要素になりますよと。自分の住んでいるまち比べて、ぜひ期待したいとおっしゃっていましたし、ご承知のように今、滋賀医大は国立病院機構の旧の八日市病院等とも連携していますけれども、大変だとおっしゃっていました。八幡駅からドクターを運ぶ、そのコストと便宜と。それ以上言われませんでしたけど、かなり厳しい状況です。いかにやはり、公共交通機関が接続しているところに医療スタッフと。

この間もご出席のワークショップでもどなたかが、お医者さんが外車乗ってくるから要らんとおっしゃったけど、馬場先生に言いましたけど、そんな時代じゃないと。それはそうですね。手術する人、あるいは、夜勤をするお医者さんがそんな外車乗ってきて、毎日ドライブするようなものと違います。実情はそういうことですので、安心と人が集まる拠点としての位置付けとして、私は重要だというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。今の中で人が集まり、その動きという言葉がありましたんですけど、動線とかについては、次にちょっと質問させていただきますけれども。

確かに病院がにぎわいをつくるんじゃないしに、病院があることによって、私にもぎわいが出るのかなと。議会でも視察研修に行ったときも、その病院の中に小さな店が幾つかあるとか、そういうことで人が集まるとか、そういうことも出るので、それはまさに。病院そのものではなくて、そういったことで、やはりにぎわいは出るんだろうなとは思っております。

それで、ちょっと、これ、行政側でいろんなアンケートとかヒアリングをされている中で、駅前のにぎわいというのですか、そのことについてどうやというようなアンケートをされているのがあるんですけど。中学生やとかには聞いているアンケートの中では、イベントのスペースが欲しいとか、祭りができるようなスペースが欲しいとか、こういった声も出ています。

ちょっとこう、教えて欲しいというのか、興味があった回答が、市民活動団体にアンケートをとられているのがありますね。これが去年の11月に資料をいただいているんですけど、その中で、野洲駅南口周辺整備で進める「心と体の健康をテーマに人と人がつながることで生まれるにぎわいづくり」について、あなたの団体の活動との関わりをイメー

ジできますかということです。イメージできるというのが29%。イメージできないというのが30%。わからないというのが37%あるんです。この辺、ちょっと私もなぜこういう回答が出たのかなという気がするんですけど。次の設問のところ、イメージできるという方に伺っているのがあるんです。そうすると、いろいろな意見を出されているんですけど、ここでイメージができないとかわからないという方の理由を聞いていけばよかつたかなという気はするんですけど。

市長、このイメージできるというのと、できないとわからないのが大体3分の1ずつぐらいあるんですけど、この辺は今の心と体の健康をテーマにしたにぎわいという方からすると、どういうふうに読み取ればいいのでしょうか、これ。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今のイメージができる、できないのご質問にお答えしますけれども、決め付けでやっていないからです。イメージじゃなしに市民の方が、何を自ら望んでいるのか。それと、欲しいと思われても、自らそれを利用されるかどうかです。また別ですけど、同じやり方で子どもたちに希望を聞いたら、楽器店が欲しいとか、もちろん喫茶店が欲しいとか、そういうのが出ています。ブラスバンドやったり音楽やっている人は楽器店が欲しいんですけども、野洲の駅前で楽器店が成り立つかどうかです。

例えば、メトロポリタン歌劇場の近くにはあるかもしれないし、ウィーンの国立歌劇場の近くには楽器店があります。毎日、最新のパフォーマンスがやられている。でも、野洲駅前には音大も音楽高校もないので、それは無理です。それで、私は望まれてもいいんですけども、じゃ、望むんだったら、野洲文化ホールは毎日音楽がやられる。野洲には、野洲高校は音楽科を持つとか、そういうふうにはまちづくりというのは、部品で望むだけでは実現しません。

ですから、自らがどういう活動でというのと一体化しないとだめなので、今聞いているのは心と体の健康とかということで聞いているので、こういうふうになってくるので、今、ワークショップもまだまだ、何か病院の場所がどうのこうのじゃなしに、私はもっと本当は、自らこれやっているから、この場所をとということでのご提案が欲しいなと思っています。

もう一つ、言いますと、文化団体等と接しまして、私が毎回提案しているのは、やはりバックヤードです。練習する場所。道具を置く場所。

道具を置く場所、駅前がいいかどうかはあるんですけども、やはりいろんなことの練

習をしたり、創作活動のいわゆるアトリエ、そういったものも大都会だったら郊外でしょうけれども、やはりこれだけ小さいまちだったら、ああいう何か、本当に3、5ありますから。これを立体利用しようと思うと、かなりのことが私はできると思うので、陶芸をやっておられる方もそこで陶芸がやれる。あるいは少なくともギャラリーは持てるとか、こういうことをすることによって、さまざまな人たちがそこへ集まってこられたり、場合によっては創作活動もそこでできる。若干の分散は要ると思いますが、そういったことを今後提案していく。

だから、受け身で聞かれて、イメージができるかできないかということでは、私は本当のまちづくりができない。ですから、今回ワークショップをしていっているのも、そういうことでやっているんですが、まだまだそこがある意味で、ホットに盛り上がっていないなと思いますが、それはやはりもう少し具体化をする中で、皆さん方の気付きなり参画が高まってくるのではないかなというふうに期待をしております。

以上、お答えとします。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 今、市長が言われたようなこと、この中学生のヒアリングの中にもたくさん書かれていました。そういった音楽のできるどころ、そういうようなのが欲しいとか、集まっているいろんなことができる広場がほしいとかもありましたので、その辺は含めたやつでやっていただきたいと思いますけど。

それでは、いわゆる、先ほど、人の集まるどころ、動きということで、動線ということなんですけれども、動線を見極めて、それに沿ったいろんなものをつくらなければいけないということで、病院の話でもその動線を見て、ここにあれを置かないかとか、そういう議論を言われるんですけど、我々の会派の中でいろいろ考えたとき、その動線は動く動ではなくて導くの方です、導線。いわゆる、こういうものが欲しいなり、ここにこういうのが欲しい、ここに喫茶店が欲しい。じゃ、人の流れをどうしたらいいんやとか、そういう私は導く方の導線。これは会派でもいろいろと話しまして、そやなど。

今の動きに合わせてやるんじゃないしに、こっちの方に人を導かないかんの違うかということがあるんですが、話が出たんですが、これについて、市長、何かお考えありましたら。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 動線に関するご質問にお答えいたします。動線が一番重要ですから、まず、ロータリーのときにも動線を配慮しています。車を通すか通さないか。駅に向

かって右側、左側。これも検討しましたがけれども、どちらも当初の設計から無理があつて制約があるので、車を通さない形で今、ロータリーは完結をしております。

それと、病院、あるいは広場、文化施設含めて、さっき申し上げたように大体3.5ありますので、その中に4,400の病院というのはごく一部ですし、あと、広場もある程度とれます。動線というのと、もう一つはやはり駐車スペースとか、そういったものと合わさないとだめですから、動線という以前に、だれがどこから、いわゆるアクセスをされるのかということを中心に大きく押さえんとだめです。

駅前につくる場合は、野洲の場合、JRで南北に分かれていますから、北側、北西側からと、南、東側からのアクセスを、できるだけ無駄なくやるということからすると、駅のロータリー、南北のロータリーというのは、1つ大きな結節点に、JRも含めてなると思っています。ですから、交通弱者はできるだけ、そういったところに近いところ、そして、アリーナで行くのか、文化ホールをもう一度リニューアルするのかはありますけれども、ああいったところは少し歩ける範囲の、100メートル、50メートル歩いてもらってもいいだろうというのと、もう一つは駐車場を共有にするのであれば、できるだけ均等にこながるようにということです。

それと、車の要素が大きいですから、すべてロータリーを介してはだめなので、バイパスということで、下水門線なり、あるいは将来的には、あそこの甲賀踏切、結構難産であつて、そしてJRの頻度も高いので困難ではあるんですが、幼稚園を全部なくしてしまうと、少なくとも文化ホールまで、幼稚園の角っこ、あそこまでは広げられるはずですので、万葉台の方の道路交通を増やすのも何なのですけれども、それも配慮しながら踏切、そして万葉台の方の道路とか、いろんな要素を考えて、将来的なアクセスをふやしていくということも大きく考えています。

それと、前、申し上げた残念なのは、線路沿いから駅前のアクセス、歩行アクセスを考えていたんですけども、見てみますと、なぜあそこまでと思うぐらいに、マンションの駐車場ですっぽりとふさがっていて、これは結構。あそこにマンションがあるだけじゃなしに、あそこが、線路沿いがふさがっているという、せつかく市が関与できた土地なのにふさがっているというのは結構致命的でして。歩かれる方にとしてみると、線路沿いを沿って駅へ来るといふ、安全で車を通さない道という設計も考えていたんですけども、それは無理ですけれども。

それと、南北は、今の自由通路が前提じゃなしに、あの駅もまた、いつかは改築が伴い

ますから、その自由通路をもう少し使いやすくして、南と北が一体になるような動線も必要だろうと思っています。

それと、車もすべてあそこを、今想定している駐車場に入れるんじゃないしに、手前の駐車場に置いて歩いていただく。横断歩道じゃないしに上を歩くとか、あるいは極端に言うと、車も今の旧の街道、祇王井川街道を渡らないで、上を歩いていきなり駐車場に入るとかといった、これは土地の利用価値が高まってくれば高まるほど投資をしても行けますので、将来的に野洲のまちというのを、そういう形でうまく展開をしていってはいいいのではないかと。

ただ、現時点で最大限見越して動線を確保しておく必要はあるというふうに思っています、これは今後の検討で十分間に合うと考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。甲賀踏切の話も出していただきまして、ぜひあの解消にも、合わせ技でお願いしたいと思っています。

じゃ、次に行きます。この駅南口の周辺整備事業の構想検討につきましては、JAさんが所有する土地も含めて検討を始めたわけですけれども、当初、JAさんは参画に難色を示しておりました。しかし、去る2月18日に南口周辺整備構想の検討に参画すると、こういう意向を示されました。それまで病院の位置については、さきの都市基盤整備特別委員会の説明では、JAの部分を含めた案がありながら、実質、駅に近い案しかなかったと。JAの交渉については消極的な印象を受けておりました。

今般、JAが参画の意思表示をされたので、お互いが建設的な前向きな意見を出し合い、病院の位置については、現JAの場所を含む位置を望む市民の声も多い中で、これは先日ワークショップの中でも、かなり駅の近い方じゃなくて、こっちの方がいいという意見もありました。ですので、ぜひとも、まずはJAさん、それから市側が納得のできるJAの新しい場所を決めていただいて、こういったいわゆるA案、B案、私としてはできるだけ早く結論を出していただいて、前へ進めていただきたいと、このように思いますけれども、このJAさんとの交渉についての見解をお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 立地場所に絡めてのJAさんの見解ですけれども、これは先般、ご報告したように当初に戻っています。それと、ご質問の事実確認でちょっと誤認がある

と思いますので、申し上げます。

先ほど来言っていますように、一昨年7月から昨年6月まで検討委員会を開きました。そのときにJAの土地も入れたエリア対象にしますと言っています。そのときは勝手に入れてなくて、私は会長、理事長と話して、公文で取り交わして網をかけるということをして承の上でやっていますので、今、丸山議員は、JAは反対だったけど戻ったとおっしゃっているんですけど、もっと前からJAはオーケーでした。そこを認識していただかないと困りますよ。なぜその前史を言わないのか。突然変異みたいに、今年の正月に変わってきたわけですよ。これ、ご説明していますよね。ですから、1年間の検討会が成立したわけですし、JAの経営管理委員会の副会長まで1年間、委員として参画しているわけです。これはすごい事実です。それが突然変わってきたわけです。全く不可解。

だから、私、特別委員会か全協でも言いました。言葉はよくないんですけど、裏切りなんです。それがもう1回戻ってきたわけです。ですから、当初からこういったところのエリアというのは、全体可能な限り網かけをします。土地区画整理でもなしに、再開発でもないんですが、野洲市が持っている土地が大半だから、あと公的団体であるJAさんも入ってもらってというのは、きちっと筋を通してやっています。

これ、もしか何なら調査していただいてもいいかなと、私、思っているんです。ころころ、JAの会長が自分で意見を変えているわけですよ。私のところに先般訪ねたいということでしたら、元に戻りますといいですかということやったんです。委員会でも言いましたけれども、一緒に来た幹部の方が、もう1回修正の文書が要りますかということやったんですけども、私はそこまで及びません、会議録を公的にすることにしましょうと。向こうから修正の文書が要りますかということやったんですよ。これ、議会、きちっと、ここまで皆さん方、今日、病院のことばかりおっしゃっているけれども、事実関係、中途半端は困ります。私、全然いいかげんなこと、していないんですよ。だから、JAがオーケーだからここまで来ているのに、そうなっているわけで。

ただ、病院の場所がいいかどうかは、これもさっき申し上げたように、これ、今日構想、もうできていると思うので、特別委員会用にあらかじめお配りしようと思っていますが、検討委員会の報告では、Aの場所がいいということでしたので、野洲市の構想としてはAで行こうということで考えています。

これはなぜかという、さっき申し上げたように、ご心配いただいている動線です。動線から考えたら、私はAの場所がいいというご提案は、私としてもいいと思っています。

そういうことで、できるだけ速やかにやっつけていかないとだめですし、もう一つ、これだけ関心を持っていただいている丸山議員にしては、重要な言葉の間違ひがありました。来年度、基本設計に進むとおっしゃいました。基本計画です。今年度、基本構想を策定して、市木議員が心配しておられる基本計画。基本設計までは行きません。普通に頭に入っていたら間違わないと思います。これ以上言いませんけれども。その中できちっと、もう一段の具体化を図っていききたいというふうに考えております。

反問します。

○議長（立入三千男君） 市長から反問のお申し出がありますので、反問を許可します。なお、反問は質問議員1人につき2回までとなっております。

○市長（山仲善彰君） 2つだけまず、1回目にお聞きします。

先般のワークショップ、丸山議員もグループに入っていていただいて議論をいただいていたわけですが、丸山議員のグループの発表された方は、A案とB案で積み木を置いていただいたわけですが、発表された方は、これこれですとおっしゃった後で、自分のグループは、私は駅が一番近いA案がいいと思っているけれども、かなりの方がB案がいいとおっしゃっていて、個人的には、ここで個人的なことを言うのはどうかなんだけど、個人的には心配だけれども、ちょっとそんな状況ですとおっしゃいました。

丸山議員はだから、B案の方がいいと思っているのが、たくさんの声があるというのは、これは議員さんとしては無責任ですので、丸山議員はB案の方がいいと思っておられるのか、A案がいいと思っておられるのか。もしくはB案がいいと思っておられるのだったら、私が心配している、あるいは検討委員会の方が心配している動線の問題。あそこへ持っていけば、公共交通ももう一度、やはりバスをあそこへ回してあげないと、歩かんとだめですし、濡れないとだめですし、道路を横断しないとだめ。ということから考えると、その問題について、どう考えておられるのか、ご意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 反問については、市長から反問と言われたときに、すぐ議長がどうぞというのはどうかなと、いかがかなという気はするんですけども。これは進んでいきますので、一応、お答えはしますけども。

今、市長から反問で、忘れてしまいますけども、ワークショップのことが出ていたと思うんですけど、確かにワークショップの中で、我々の班の中には6人でしたか、6人いてまして、発表した方はA案に賛成の方です、おっしゃるように。他の方は、あの中には駅前

の自治会関係の方もおられたのかな、はB案やという意見でした。

それで、私もAとBどちらかというところ、やはりB案で、市長の言われる一般交通の話は、私は、一般交通は今のできる駅のロータリーのところにおいても、そんなに距離的には差はないと思いますし、特に問題はないと思っていますので、私はB案で議論できるのであればB案で。そうすれば、その予定しています前の辺がしっかりと空き地というのですか、その辺がとれるので、そちらの方がいいのではないかなというように思いまして。大局的には、B案を私は思っています。

ただ、A案についても、あそこにあることによって、その病院の中、1階部分を通っていくようにすれば、非常に駅へ行くアクセスも便利なことも考えられますし、あのときにワークショップで、他のグループの方も発表されていましたが、下水門線、あそこをまたいで、建物をつくって、下水門支線の方。そこをまたいでつくって、そこを通路として通れば。そして、両側に店を配置すれば、こっちへ人の流れも誘導できるのではないかなという、非常に奇抜なアイデアもありましたけれども。

やっぱり余り病院自身、そうなったときに病棟をどう置くのか、線路に近い方に行くのか、また反対にするのかという議論があるので、必ずしもそれがいいとは思いませんけれども、なるほどそういう案もあるんやなど、動線という意味からすれば。ですので、それも検討できる1つやと。

それと、私の思っています、やはり駅をおりてからはそういう広場があって、その奥に病院があるというようなイメージも大方の方が持っていて、それも検討の1つやという事です。

最後は、今、市長も言われましたA案で行くようなことですので、そこをしっかりと、このA案の分は、こういうことでA案やというのを最終詰めていただければ、それはそれで従わなければいけないというふうには思っています。

それから、先ほどの市長のいろいろ言われた中で、ついでにここでお答えしておきますけど、基本設計というのは確かに間違いでした、基本計画があって基本設計ですので、それはちょっと訂正をさせていただきます。

それと、JAの関係につきましては、非常に省略して言いましたので、市長には、うまいこと伝わってなかったのかもわかりませんが、確かにJAについては、初めから市長のおっしゃるようにJAの代表やとか、いや、生産者の代表やとか、何かこんなことも聞いて非常にわかりにくいところがありました。今回、この2月18日に、こういって正式に

参画すると言われていた中でも、最終的には市長の言われた、この間のあれは全協で出された資料でしたか、その辺は私は十分承知しておりますので、何もそのところは誤解はしておりませんので、申し添えておきます。

以上です。

○議長（立入三千男君） 次、進めて下さい。

丸山議員。

○14番（丸山敬二君） それでは、次に、過去に全国的に、地方自治体が合併すると、いわゆる合併論が出始めたときに、当時の湖南2市3町が合併しようという、こういう話が出ておりました。最終的に湖南の2市3町が合併すると。ところが、当時の栗東町が先行して単独姿勢をとったために、この話は中断というかとんざに近い状態ではないかと思えますが、将来的には、この湖南4市の大合併の可能性もあり得るのではないかなと、このように思います。

そして、東近江市でもいろいろ病院の問題が取り上げられておりましたけれども、この病院の診療科目や規模は合併も考慮して、真剣に慎重に検討すべきではないかなというふうに思いますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 丸山議員の合併も配慮、慎重に検討した上で病院をというご質問でありますけれども、私は、否定はしませんけれども、時間軸が全然違うのではないかなと。ここまで来て、野洲病院は本当に緊急的な状態なんです。どうも、そこのご認識がいただけていないのかなと思います。

もう1回整理して言いますと、2010が出たときに、だれかにもお答えしようと思っていますから、繰り返しになるかもわかりませんが、4月にいただく前に、私は事前に協議があったときに、これを出されるということは深刻なことです。理事会・評議委員会、そしてから、あれはオーナー会といいますか、3つ組織がありますから、その最終的な確認をとって下さいと。野洲市がいただいたら議会に公開して、市民に公開しますからと。これは通常言うネガティブ情報になります。言葉、悪ければ取り付け騒ぎになります。野洲市はいただいたら、すぐにきちっと扱いますと。私がメッセージを発したと思います。野洲病院のいわゆる働き・貢献は高いと。今後もそれなりの位置付けはしますと。ただ、問題はありますと。

ということで、慎重に検討して、その当時、滋賀医大の馬場学長とか、県の幹部とかを

入れて検討し出したというのは、そして京大とか入れてやったというのは、そういうことであって、あの情報だけが行ったら、動いたら、いわゆる取り付け騒ぎになって、野洲市の損失補償まで及ぶ可能性があったと思います。そういう中で今やっています。

MR Iも老朽化してだめなのだという相談を受けて、どうも今度、言葉はよくないんですけども、新品じゃないのを入れてくれるみたいですけども、施設もほとんどぎりぎりです。今、野洲病院に院長も元滋賀医大教授が来てくれているのは、これはやはり、野洲市が前向きに検討し出しているという前提で今、いい意味で突っ張りが入っている状態です。

それと合併するかどうかの議論というのは、ちょっと言葉は悪いんですけども、私は合併は否定しませんし、最近、草津のいろんなところからラブコールが送られています。守山は今のところ、割合緩やかです。否定的です。

私、言っているのは、合併は否定しないけれども、野洲市は2つの町が合併して、まだ10年です。かなりいい状態だと思いますけれども、合併を体験していない町から合併、合併と気軽に言ってもらうには、慎重にと言っています。

その中で、野洲市議会の議員さんが合併を前提に、病院の構想を検討した方がとおっしゃるのは、ちょっとこれは、私は時間軸が違うし、課題のとらまえ方がまず違うと思います。

それともう一つ、最後に申し上げますと、私、合併は否定しませんけど、人を集まってする、風呂敷を巻くみたいなことはできませんよと。今、全国の合併した町が困っているのは、私は合併にはもともと慎重だったんですけども、否定はしませんけれども、人の住み方まで風呂敷みたいに包んで中心にまとめることはできません。それぞれのところでサービスがあります。だから、万が一合併したとしても、この今住んでおられる5万人、これからもう少し増えると思います。その人たちにとって、どこで医療の安心を受けるかと言ったら、今の場所だろうと思いますので、万が一合併を進めるにしても、ここにつくことは、私は全然二重投資にはならないと思っています。

草津総合は民間病院ですし、草津市は病院を持っておりません。先にいい病院ができれば、それは有力な機能を果たす位置付けになるのではないかと思いますので、万が一、合併に私は慎重ですけども、万が一、合併しても今、計画している病院が無駄な投資になるというふうには考えておりません。

本当やったらご意見聞きたいんですけど、また大事に残しておきますので。

以上、お答えいたします。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 市長の言われるのはわかりますけど。私は合併を前提としては言うてないんですよ。合併も可能性もあるので、やっぱりそこは、合併も視野に入れたと言っているんです。東近江でもいろいろ病院の議論があったようですけども。そういうことが起こらないように、合併も視野に入れたということで、可能性があるとやった。前提とは言うていないですけども。そういうことで、市長は恐らく今の言葉からすると、全く否定ではないというのは伺えましたので、それはそれで結構です。

次に行きますけれども、建て替えの話もさせてもらおうと思いましたがけれども、市木議員のところから出ましたので、これはちょっと飛ばします。

今の新病院の名称につきましては、(仮称)野洲市立病院ということになっておりますけれども、私は市立病院というよりか、市民にも自分たちの税金で病院を運営しているんやと。そして自分たちが病院を愛して育てるんやと、こういう気持ちを持ってもらうために、野洲市民病院という名称を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 名称の提案についてのご質問にお答えします。

私は何もまだ名前にはこだわっていませんので、今後、正式名称が決まるときに1つの選択肢であろうと思っています。ただ、現在、市立というのをやっていますのは、市民病院という名前にすると、民間ということもあり得ます。これ、ネットを見ていただくと、野洲市は市立病院の検討をしていると書いています。

野洲病院は民間病院です。でも市民病院と思っている方もいます。ですから、市立というと、これは公立公共病院だという意味はわかりますけれども、市民何々というのは市民活動に象徴されていますように、第三者が見たときに、公共関与、公立病院というイメージがわからないので、今のところはかたい名前ですけども、市立の方がいいかなと。

ただ、丸山議員が現時点から、それを市民病院というふうにせよとおっしゃるのか、ちょっと、そこ、意味わかりませんが、現時点では、私が考えたんじゃないし、自ずから市立というのはそういうことで、準備をする段階ではやはり、公立ということがわかりやすいということで、こうなっていると思います。

今後、正式名称はもっと愛称も含めて、いろんなお名前が提案されたら、皆さんで決めていただいたらいいのではないかというふうに思っております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。私も今すぐとかじゃなくて、あくまでもこれは決まる段階で、仮称は仮称で結構なんですけど。当然、公立であるので、市立という方がいいとはわかりますけど、やはり市民も親しみのあるという意味で、市立ということはどうかという提案をさせていただきましたので、今、市長がおっしゃいましたように、いろんな場面で検討していただいて、最終的には決定していただければ結構かなと。何かさらっと出るのが市民病院というのが出そうな気がしますので、その辺また、検討お願いしたいと思います。

それでは、病院の関係で最後の質問ですけれども、開院までのスケジュールが一般的には3、4年というふうに説明をされてきております。私は、冒頭にも言いましたけど、やはり、病院の完成・開院を早くしてほしいなという思いから、やっぱり開院の目標年次を定めて取り組むことが、すべての関係者も目標に向かって作業を進めると。市民も開院への夢と期待が持てるのではないかなと思いますので、開院の目標年次を、ぜひ示していただきたいなと。

そして、市長と市民、そして議会が一体となって、この目標に向かって進めていくべきではないかなと、このように思いますので、ぜひとも市長には、開院年度をお示し願えたらと思いますが。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今進めています野洲市立病院、仮称ではありますけれども、開院の年度ですけれども、これまでの検討会とか、あるいは特別委員会でも、緩やかに作業の手順、基本構想、基本計画云々でお示ししてしまして、その中で今もご指摘あったように、3年から5年程度は当然要るだろうと言っています。

今日お配りしようと思っけていまして、今度の特別委員会の構想の中には、当然、基本構想というのは大まかなスケジュールが要ります。今のところ平成30年から31年。これも進め方によって違いまして、発注とかそのあたり。具体的に言いますと、設計・施工を一本でやってしまうと少し質もよくなりますし、工期も短縮できます。それ、すべて分離してしまうともう少しかかります。そういうことを含めて、最短で行くと、やはり5年ぐらいで平成30年ぐらい。それを小学校の改築みたいに、すべてを一般競争でやっていくと、やはり31年から、最悪はもう少し延びるかなと思っけております。

当然、これまだ現段階ですから、約束しますとは言えませんが、それよりは前は

無理だと思っておりますので、平成30年で年度内か31年度になるというのが、現時点でのスケジュール感であります。

以上、お答えいたします。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。この開院に向かっては、近づいてくればだんだん、いろんな以前から聞いていますような法的な問題やとか、かなり切り替えるところで難しい問題もあると思いますけれども、ぜひとも一応、我々もこの辺を目標と頭の中に入れておきます。ありがとうございました。

そしたら次に、平成26年度の教育方針について、教育長にお伺いをいたします。教育方針は前年度の実績内容を評価して、成果と課題を抽出し次年度へ反映していくと。いわゆるPDCAサイクルを回す典型的なものだと、私は思っております。平成26年度の教育計画もそのような方向で策定をされているところですが、少し具体的なところについてお伺いをいたします。

平成25年度の成果と課題で、昨年、市内中学生が逮捕されるという事件がありましたけれども、このことについて触れられていないのはなぜか、まずお伺いをいたします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 中学生の逮捕事案についてのお尋ねでございますけれども、教育の基本方針といいますのは、大綱的なものを示すものというふうにとらえておりまして、個々の事案についての記載はございませんけれども、「不登校、いじめの根絶等に向けての生徒指導・教育相談の充実」という文言の中に含めておりまして、議員ご指摘の事案についても、本市の教育の課題として、しっかりととらえているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。昨年は、春ごろと秋ごろとで、何か3人の逮捕者やったと思うんですが、先ほどの市木議員の中でもこういったことがあって、教育委員会として、個人情報などを大事にしながら進めているということなので、それはそれで結構かと思っておりますけれども、まず、他の機会では、報告をいただくようなこともひとつ考えていただいて。これは確かにおっしゃるようには大綱を書かれているので、そういう意味ではないんだということは理解をいたしました。

同じく課題の中に、「大規模改修を行っていない老朽化している校舎への対応」というの

が挙げられておりますけれども、平成26年度の方針の中にはそれらしきものがないし、また、当初予算も見たんですけれども、そういった大規模改修をやるようなことが含まれていないんですけど、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 大規模改修を行っていない老朽化している校舎への対応についてのお尋ねでございますけれども、現在、長期間使用しています新耐震基準以降に建築した校舎、それから体育館、また早期に耐震補強や大規模改修を行った一部の校舎は、建物の経年劣化による各部位の損傷によりまして、複数の雨漏りや外壁の亀裂、損傷等を確認していることから、今後、取り組むべき課題として認識をしております。

このことから、現在の施設を末長く健全な状態で使用するためには、各施設の状況を的確に把握し、必要な時期に適切な修繕や改修を行うことが重要であるため、その方法を定める小中学校施設保全計画の策定を予定しており、今後、財政状況を見極めた上で、この計画に基づく大規模改修等の実施方針を定め、順次、予算化も含めた検討を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 今、教育長の言われるようなことであれば、やっぱり26年度の中に、そういう言葉はちょっとでも入れておいてほしかったなという気はします。ここで25年度の方針を見ても、同じことを書いてあるんですよ、大規模改修。要は、耐震化と大規模改修をやりますとあって、25年度は。26年度は耐震化の工事は一応、25年度で終わりですから、そこの分だけを消して大規模改修をやると、こうなっておるんですよ。だから、その辺のところ、今言われたような、教育長の言われるのであれば、その課題の中にそれを書いてあるのであれば、26年度のところには今言われたようなことは、私は少しでも触れてほしいなと、このように思います。

次のところへ行きます。次には、方針の中に、学校と家庭、地域とが目標を共有し云々という、先ほどこれ、市木議員の質問にありましたけど、その答弁の中で、少しちょっと私も同じ答弁を求めているんですけど、足りないと思っていたところがあるので、お伺いをしたいと思いますけども。

これも、25年度の教育方針の中にも同じ文言が書かれているんです。また、同じことが書かれているということは、25年度が役割と責任が果たされていなかったから、また

同じことが出てきているのか、その辺はいかがなんでしょうか。その役割と責任を果たして、互いが連携を図るとあって、家庭は先ほど言われたこういうことです。学校ではこういうこと、系統立った教育をやりますよとか、家庭では子どものこういうことをやってほしい、しつけを見てほしいとか、地域はよいところを褒めてやってくれとか、こういうことを言われましたけども。

それは役割ですね。あと、責任のところがちょっと足りなかったのではないかなと思います。そういう意味と、今言われた25年度も同じことをやっているのだから、その辺ができていなかったから、また26年度も出てきたのか、この辺、ちょっと教育長、お伺いします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 25年度にできていなかったから、また記載しているのかというお尋ねでございますが、このことは、子どもを育てるという意味では非常に大事なことで、普遍的なものだというふうに思っております。ですから、できていなかったから掲げているんじゃないかと、私はできていたと。さらにこのことは、長年と言いましょうか、これからも続けていかなければならないと、そういう意味で書かせていただいているものがございます。

それから、責務等につきましては、責任でございますけれども、先ほども申し上げましたように、学校は子どもを系統的に教育する場であって、知・徳・体をバランスよく育てるところが一番の責務だと考えておりますし、家庭におきましては、教育基本法の中で、子の教育についての第一義的責任を有すると、そのように書かれておまして、やはり子どもが生きていく上での基本的な生活習慣とかマナーとかルール、そういったものをきちんと身につけさせて自立心を育て、心身の調和のとれた発達を図る、そういった責務を有していると思います。

それから、地域におきましては、先ほども申し上げましたけれども、やはり、野洲の子どもは野洲の大人がしっかりと育てていくと、そういう責務があると、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 今のを伺っていますと、その役割と責任というのは同じような意味、同じことにとれるんですが、それはそれとしていいとして、家庭のことなんですけ

ど、今、おっしゃったようなこと、私も学校現場の方といろいろお話ししていると、やっぱり家庭のこう、いろいろなところで言われていると思いますけれども、家庭でのことがちょっと、若干問題があるのかなと。要は、若いお母さん、お父さんがその辺をうまいことやってくれるのかなという心配がしているところあるんです。ですので、この学校・家庭・地域の役割と責任というのは、今、教育長の言われたようなこととするならば、ひとつ、その辺はしっかりと家庭の方にもやっていただきたい。

野洲小学校が家庭学習の手引でしたか、何かいうのをつくってやっておるようですが、私は見せていただきました。その中で、子どもたちには目標、この中のどれか1つでもいい、重点目標を持ってやりなさい。家庭の方には、そここのところを時々見てやって下さいよと。できていたら褒めてやって下さいよと、こういうようなのを言ってもらったらどうですかというのを、ちょっと話もさせてもらいました。そういうことで、この辺をしっかりと、やっぱりやっていただけたらなと、このように思います。

じゃ、次へ行きます。次も地域教育協議会というところなんですけれども、先ほど、市木議員も同じことがありましたので、1つ追加して、この協議会は年2回ということだったんですが、そして2回で十分やという答弁がありました。この会議の中から得られるような成果というのは、何かございましたでしょうか。ありましたら、ひとつご披露願います。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 地域教育協議会の成果でございますけれども、異年齢の子どもたちが交流しまして、社会性がそこで育まれるとか、物事に対する興味・関心・意欲の向上につながっているとか、また、いろんな活動をしますので、その活動が生活体験や自然体験の経験不足を補えていると、そのように思っております。

また、地域住民が積極的に地域の子どもを子育てに携わって下さっておりますので、そういった地域の子育てに携わる意識も高まっていると、そのような成果があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。

じゃ、次へ行きます。

○議長（立入三千男君） 今の成果の次に、「我々」のいうところへ行くのですか。

○14番（丸山敬二君） そう。

○議長（立入三千男君） ちょっと暫時休憩いたします。再開は3時10分に再開いたします。

（午後2時50分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

丸山議員。

○14番（丸山敬二君） それでは、次の質問に参ります。県が滋賀県スポーツ推進計画というのをつくっているわけなんですけれども、我々野洲ネットも、昨年末にこれに関係しまして、「野洲市スポーツ推進計画」というものを作成していただけないかなというふうな要望をいたしました。そして、前向きに検討するというか、やっていくという回答を得ましたので、まず、その中には、どのような内容を盛り込んでいただけるのかをお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 野洲市のスポーツ推進計画についてのお尋ねでございますが、野洲市スポーツ推進計画の内容につきましては、上位法の内容を織り込みながら市民を対象にアンケート調査を行い、野洲市の現状を踏まえ、来年度に組織する野洲市スポーツ推進審議会の中で議論をいただいた上で、具体的に進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。市民の声を聞いて、審議会ですらも聞いていただけるということで、大変ありがたく思っています。実は、その中に県の方もここまでも踏み込んでないのかも、ニュアンス的にはとれるところがあるんですけど、将来有望なスポーツ選手を野洲から生み出すというような、ちょっと方策を盛り込んでいただけないかなと。

といいますのは、野洲からもスポーツ選手、結構出ているわけです。プロ野球の阪神タイガースやとか、それから広報の表紙にもなっていました中島依美さんですか、INAC神戸の方です。それから、ラグビーで山本幸輝という選手が、ヤマハの方に行っています。そういったことで、昔は蔵間とお相撲さんもおりましたけれども、そういったことで、こ

ういう有望選手を育てられるようなことも、ちょっと盛り込んでいただけないかなと、このように思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） スポーツ推進計画は市民の心身の健康とか、体力の保持増進を目指して、生涯スポーツ社会の実現を目指すものであるため、今お尋ねの推進計画の中に、将来有望なスポーツ選手を育てるための方策を盛り込むかどうかという点につきましては、計画策定の中で検討をしていただきたいなど、そんなふうを考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。県のところにもちょっと、これの近いニュアンスのことも、2番目のところに「次代を担う子どもの運動スポーツ活動の充実」ということで書かれておりますので、ぜひともこの中に、そういった選手を育てるようなことも、ちょっと盛り込んでいただきたいなど、このように思っています。

また、具体的に審議会やら始まりまして、意見を述べさせていただける機会がありましたら、そこでも述べさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に参ります。

昨年、11月の学校教育法施行規則が改正されまして、土曜日授業の復活といいますが、土曜日授業のことについて出ておりました。このことについて、ちょっとお伺いしたいんですが、まず、これに入る前に、平成25年度の全国学力テストでは、滋賀県の小学校の国語・算数というのは、かなり下位の方でございました。ちょっと調べましたら、最後の方に近い四十何番です。46番目か45番目ぐらいやったように、ちょっと記憶、これでおるんですけど。その辺がありましたけれども、野洲ではどの程度やったのか、おわかりできるのだったら、お伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 学力調査の野洲は、どのような程度であったのかというお尋ねでございますけれども、全国平均の正答率と比較をしまして、野洲市全体としましては、プラスマイナス5ポイント以内ということでございます。特段の差異はないというふうにとらえております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。ちょっと、質問で予定しておいた評価やとか、いろんなことをお伺いしようと思っていたんですけど、それは、じゃ、飛ばすとして。

これに直接、私は関係はないんですが、先ほど言いました土曜日の授業について、昨年11月には、それぞれの地方公共団体の持つ教育委員会が、土曜日を授業するかせんか、判断できると、こういうふうになっておりますけれども、11月のことでしたので、実施しているかどうかわかりませんが、土曜日授業というのは行ったことはありますか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 土曜日授業につきましてですけれども、土曜日を活用して保護者参観授業等を実施している学校はございますが、振替休業をせずに土曜日に授業を行ったことはございません。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 先ほどの学力テストと関係あるんですけど、これ、こういう学力テストというのは、いろんな問題を持ってきて、覚え、覚えといたら、何ぼでも私は上がっていくと思うんです。ですから、決して滋賀県が下位の方やから言うて、余り沈むことも要らんとは思いますけども。それよりか、やはり、そういう勉強しやすい環境をつくるのが、私は大事やと思います。

例えば、土曜日には今、平日にやっている授業をどういうんですか、グループ単位でやっておるといふか、いわゆる国語や算数といった、そういう授業じゃなくて、他のものを土曜日に持ってきて、平日の授業の中では、もうちょっと勉強のしやすい環境といたらおかしいですけども、生徒たちが興味を持つような授業を取り入れる意味で、土曜日の授業を新年度から取り入れる予定とかはありますでしょうか。この方針については、土曜日の授業について、新年度以降、どのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 土曜日授業につきまして新年度実施するかどうかということでございますが、実施の予定は現在のところございません。

今後の取り組みにつきましてですが、次年度ですけれども、県におきまして国の委託を受けて、土曜日授業を行うための効果的なカリキュラムの開発とか、特別非常勤講師、あるいは外部人材の活用等について、調査研究が行われます。市教委といたしましては、その成果とか課題を十分吟味しながら、今後検討を進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。ありがとうございました。法律が変わったからといって、急にこれもあれかと思えますけど。

これ、どこやったかな、どこか調べた調査によると、何かお母さん方はしてほしいとかいうのが3割ぐらいあるとかいう調査も出ていますけれども、今、県の方でこういう研究をやっていたらということであれば、それに従ってやっていたら結構かと思えます。

では、次の最後の質問に参ります。昨年12月に文部科学大臣の諮問機関であります中央教育審議会が、教育行政の最終的な権限を、教育委員会から地方自治体の長に移す案を、これを答申いたしました。これを受けまして、与党ではいろいろ協議をし、まず、その修正案として、地方自治体の長や教育委員らがメンバーとなる（仮称）総合教育施策会議を設け、話し合いにより首長さんが教育方針をつくる。それから、新教育委員会には教育長が教育委員長を兼務する新教育長となる。教育委員及び新教育長は首長が任免する。教育委員会は教育の最終責任者としての機能を維持するが、首長の権限を強めると、こういう修正案を出しまして、つい先日、きのうでしたか、新聞に出ていましたけど、今申し上げました2つの会議、（仮称）総合教育施策会議、これは会議は設けますよと。

それから、新教育長と言っていましたけど、教育長と名乗りますよと。あとのところについては、公明党と自民党がまだ合意に至っていないというような内容になっておりますけれども、現時点で、先ほど市木議員もお伺いをしましたけれども、私はもっと、ちょっと踏み込んでいただいて、この4つ出ていることについて、現時点での教育長と、それから、市長の今思っているお考えをお伺いしたいと思います。

まず、教育長からお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 現在、出ております制度の見直し案についてのお尋ねでござい

ますけれども、教育長と教育委員長を統合した新教育長については、責任の所在を明確にするという意味では、私は余り異論はないというふうに考えております。

ただ、市長、いわゆる首長さんが主催をします総合教育施策会議につきましては、教育委員会に執行の権限を残しているとはいえ、教育方針とか予算、人事という教育行政の根幹すべてを、首長さんにゆだねるということについては、やや懸念をしているところがございます。

今後、国の方でいろんな議論がされると思いますので、それを注意深く見守っていききたいというのが、今の感想でございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。それでは、同じ内容で市長の方、よろしくをお願いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 現在の教育委員会のあり方の検討についての私の考えというよりは、何かご質問は、教育長の考え方についての感想ということが通告だったと思うのですが、今、教育長がお答えしたことに、私も基本的には同調いたします。

そもそも、でも、何か変なんでして、今回。大津のいじめ事件からここまで一気に来ると。これ、社会の弾力性・迅速さというよりは、脆弱さの表れだと思っています。これは常々私、申し上げていますように、日本の今の仕組みというのは民主主義で、この根幹の1つはやはり三権分立、分立です。大きく言えば、まず議会・行政・司法という中で、分立をしているわけです。これによって、中立性とか公平性、公正さを保とうということです。

今の教育行政というのも、これ、自治体行政、国は国の教育行政がありますけど、今、問題になっているのは地方教育委員会ですから、地方の教育行政、それは大きく言えば地方行政の中のあり方です。

ご承知のように、よくも悪くも戦後、アメリカの仕組みを入れて公選制の教育委員でやろうと。そして、財源も独自財源で行こうということで、いわゆる教育だけは、ミニ自治体行政でやろうという仕組みです。現に、アメリカの小さな町では、そういうふうになっています。私どもが姉妹提携を結んでいるクリントン・タウンシップも一般税を使わないで、公立学校が運営されています。向こうはそうになっています。

でも、聞いていますと、すごく手間がかかります。そのための税金を集める。そのための議会を持つ。そのための執行部を持つということで、うまくいかないの、形を残しつつ現在のところに落ち着いているわけです。

現在のところというのは、今の皆さん方、これ、議会ですし、私どもは執行部、行政です。そこに行政委員会という形で組み込んでいるわけです。これは先ほど、市木議員がご質問されたときに言いましたように、監査委員は独立制になっていますので、行政委員会ではなくて行政機関、教育委員会も機関なんですけれども、あと、選挙管理委員会。公安委員会。これ、みんな、大きな行政の中での委員会制度でして、その中で中立性を持たせているわけです。それぞれのところにまた、これ、機能を持っています。行政も司法機能と議会機能を持っています、実際は。いろんな司法的な機能を持っています。要するに、こういった割合、流れの中で、過去の経緯も含めながらやられているのを、いきなり首長に1年余りの議論の中でやるというのは、まずは慎重に。

それと、もう一つは今言いましたように、権限の分散というのはすごく大事ですので、直結させたらいいというものと違います。個別の問題は、よく言われている、ちょうど今、これ、私、帰ってきてスクラップしておいてもらったんで、持ってきたんですけれども、首長がころころ替わって、今の与党の案でしたら2年間でその長を替えると、その教育の責任者を。これは危ないとか。なぜ首長がそんなにいいのか、私、やっていて結構危ないと思っているんですよ。ですから、余りそこに直結させていいのかどうか。今の教育委員会制度が100点満点だと思いませんけれども、戦後培われて、少しずつ変えられてきた制度を、もっと慎重にやらないといけない。

それと、まさに、これ、今の今日の新聞にも、大津のいじめ事件からと書いています。私も常々言っているんですけど、大津のいじめ事件が、なぜいきなり中央政府へ行ってしまふのか。滋賀県の市長会で議論しようと言っても、大津市は一切話しません。まず本当でしたら、大津のいじめ事件がどうなのかというのを、滋賀県の13市長で共有化して、問題をやはり課題化して解決するようにして、それが初めて県レベルでやって、国レベルになるのに、大津市長が文科省に行って、あげくの果ては、中央教育審議会も中教審も大津市を招いて議論している。これは異常なんですよ。

その異常の路線の中に今日来ているので、今日の新聞を読んでいますと、今、最大与党ですから、行きそうですけれども、いろいろご議論をいただいていますけど、政党間によって。私は大いに懸念をしております、今のがベストだと思いませんけれども、今のやり方

でもある程度、うまく運営できるはずですので、大津の問題をもっと個別化しないとだめなのに、大津の問題を普遍化して今日に至っているというのは、大いに心配だというふうに思っております。

反問します。せっかく質疑いただいたから。

○議長（立入三千男君） ただいま市長から反問の申し出がありましたので、それを許可いたします。

○市長（山仲善彰君） せっかくですから。これ、今日の新聞に「教委改革、民維共闘に黄信号」と書いていまして。民主党は教育委員会を廃止しようと、首長に権限ですけども、そこに教育監査委員会なるものを設けようというご提案らしいんですが、私もこれはどうかと思います。その教育を監視するだけの組織をつくるのがふさわしいかどうか。

ここが今、私はどこの政党にも関与してなくて、みんな均等にお付き合いをしていますけれども、そこがどうも引っかかっているらしいんです。教育だけを監視する委員会をつくるというのは、屋上屋を架すのではないかということなんですけども、そのあたり、差しつかえなければ、丸山議員のご説明をいただけるとありがたいなど。せっかくご質問いただいているわけですから、それを反問させていただきます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 議長、先ほども言いましたように、反問の内容を聞いていただいて。

○議長（立入三千男君） 今、聞いています。

○14番（丸山敬二君） いやいや、それが反問に値するかどうかを判断してもらおうでしょう。

○議長（立入三千男君） うん。

○14番（丸山敬二君） そういうのやったら、これ、今ずっとやっているからいいですけど、さっきも言ったように、同じことをこんな繰り返すのはおかしいですよ。

市長の言われるのは、私は、民主党が昔とか以前に、そういうの、今の教育委員会とは別の組織をつくるんやというのは言っていたのは知っています。しかし、今、その監査委員会でしたか、何か、そういうのは今日初めて聞きました。だから、それは今日初めて新聞に出たのではないかなと思いますけど、私もそんな監視委員会とか監査委員会とかというのは、どうかと思います。

今の私の考えは、今、教育長やとか市長の言われるような考えです。公明党自身も自民

党にくっついていこうとかはしていません。公明党は物すごく何か慎重やというようなことなので、今国会に出すんやと言うてますけど、私はそういう意味で、どういう結論になるのかなというのは、1つの楽しみにしております。

確かに、以前にも一般質問でもさせていただきましたけれども、教育委員会というのは非常にわかりにくいところがあるので、改革はやっていただくのは結構ですけれども、首長に権限を持っていくとか、その辺はちょっといかがなものかなと、このようには思っています。

こんなところでよろしいでしょうか。

○議長（立入三千男君） 続けて下さい。

○14番（丸山敬二君） それでは、次に、かなり時間が来ていますけど、条例等の運用についてということで、お伺いしたいと思います。

過去に公益法人等への職員の派遣等に関する条例について、実態として派遣していないし今後も派遣しないということで、廃止した条例がありました。私は市の例規集をネットで調べているときに、3YASU交流活動団体補助金交付要綱というのが目にとまりました。この要綱にある交流先というのは、皆さんご存知かと思いますが、高知県の高知県夜須町、それから、福岡県の夜須町で、これはそれぞれ合併しまして、新しく高知県香南市夜須町、もう一方は福岡県筑前町というふうになっています。交流事業というのは既に行っていないのではないかと思いますけれども、現在はどのような状況になっていますか。これは環境経済部長ですか。向こうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） それでは、3YASUの現状について、お尋ねですので、私の方からお答えいたします。

議員ご質問にありますように、高知県夜須町及び福岡県夜須町が、それぞれ平成17年、18年に合併され、夜須の名称が廃止されました。その際の協議の結果、市としての交流活動は休止することとなったものの、現在でも、市町間での情報交換や市民レベルでの交流などは続けられております。

また、3町での防災協定を平成9年に締結をいたしまして、この合併後の平成20年には市として、新たな市と町とが再び締結すると共に、高知県夜須町が合併されて誕生しました香南市とのご縁で、平成21年には大阪府泉大津市をはじめとする9自治体、今現在では、これが20自治体に拡大をしておりますけれども、ネットワーク型災害協定を締結

するなど関係自体は現在も継続していると、こういう状況でございます。交流事業そのものについては休止をしておるということでございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 交流事業は休止をしているということは、この要綱で行けば、多分、そういった団体の交流をやったところに対し、補助をするということだと思うんですけど、この要綱自身はどうされるんですか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） この要綱を、ご指摘いただきましたので確認しましたら、平成18年3月31日限りでその効力を失うということで、この要綱そのものはそういったことになってございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） じゃ、あとこれも廃止とか、そういう手続はされるのですか。やるでしょうね。そうすると、他にそういうような要綱とか条例とかで、機能していないとか、運用していないというような条例とかはありますか。

○議長（立入三千男君） 新庄部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 今現在の条例ですが、市で現在定められている条例規則等につきましても、1,016本ございます。条例規則につきましても、その重要性から法律、制度の改正への対応、並びに現状の事業内容との整合性の検討を行い、これら改廃については適宜しております。が、改正作業ができていないというのも事実でございます。

また、告示等につきましても、主に行政の事務手続を定めたものでありますが、この内容及び規定内容というのが、多岐にわたっておりまして、条例規則のような十分な確認ができていないと、今、そういうような状況になっております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。1,016本もあつたら、なかなか大変だと思いますので、折を見て、ぜひとも整理をしていただきたいと思います。

じゃ、次に行きますが、野洲市住民投票条例について、お伺いをいたします。この条例は平成21年12月22日に公布されまして、6年以内に施行するというようにされています。理由等はちょっと、時間の関係で省略しますが、皆さんご存知かと思っております。昨年12月に自民公明両党は、今国会に国民投票法の改正案を提出する予定になっております。その内容は、改正国民投票法の施行から4年間は20歳以上に据え置き、そ

の後は自動的に18歳以上とする。こういう内容になっております。

この改正案が国会に提出され成立しますと、平成30年までは投票年齢は20歳以上になります。この間は公選法の投票年齢も引き下げにはなりません。そして、本市の住民投票条例による投票年齢は18歳以上であり、この6年間延長する平成27年12月22日まで待っても、公選法の改正はありませんし、したがって、本市の住民投票条例は直ちに施行し、必要な措置を講ずるべきであると思います。

最後の方、ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、投票条例、住民投票は18歳以上、公選法の年齢は20歳以上ということになっていますので、当初延長しておくことには該当しないので、6年間のあれを待たずに直ちに施行するべきだと、このように思いますが、この辺について、どのように取り扱うのかをお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 丸山議員の住民投票条例についてのご質問にお答えします。

常々、申し上げているんですけど、だれに答弁を求めるかというのをぜひセットで、紙には書いているんですけども、紙で間違っている場合がありますので、ぜひ今後は最後に、だれだれに答弁を求めますと書いていただく方がありがたいと思いますので、これはお願いでございます。

だれか、政策調整部長に続いてかなと思っていたんですけども。一応、紙には私に書いていたので、手を挙げましたけれども。お答えをいたします。

そう思いません。これは明らかなこととして、ご承知のように、平成19年10月1日に野洲市まちづくり基本条例が施行されております。この施行過程、これは私が就任する前ですけども、16歳にするのか、18歳にするのか、20歳にするのか、何か結構不毛な議論がされた上で、でき上がっている条例であります。

本来ですと、この中に住民投票の制度も組み込むということだったんですが、もう時間遅れ、見切り発車。無責任にも、この条例の中に「第22条第3項で別に条例を定める」と書いています。この住民投票条例については、掲げながら別に定めると。これ、珍しいことなんですけれども。

私は就任して、この宿題を預かりました。私も住民投票条例というのは賛成ですが、安易に使うものじゃなしに、どうしても市民全体に関わる大きな問題に使うと、最後の拠所ということで賛成なので、これはいわゆるテンションがかかっていたので、速やかに手をつけました。就任後すぐに、ちょうど組織をされていた野洲市まちづくり基本

条例推進委員会、これはある意味で、維持管理、チェックのための委員会だったんですが、ここに住民投票条例の諮問をさせていただいて、ここで検討案をいただきました。答申をいただいて必要な事項の提案をいただいて、これを提案して条例にさせていただきました。

ここでは、18歳以上というふうにしています。ここで、なぜ18歳以上にしたかといえますと、これは既にご承知のように、平成19年5月18日に、今お話もありました、正式に言いますと、日本国憲法の改正手続に関する法律、いわゆる国民投票法が公布されており、施行が平成22年5月18日となっていました。施行が決まっていたわけです。

ですから、この間に入るといっているので、野洲市の住民投票条例の制定から3年以内には、国は施行まで決めているので18歳以上、投票権がこれの国民投票の投票権が制度化されるということは、名簿策定が国レベルでされるという前提なので、3年にさせていただきました。制度はテンションがかかっていたので速やかにやって、施行は3年以内。これで十分入っています。

残念ながら、民主党政権はこの施行日を先送りにして、そのままになりました。ですから困ったということで、私は民主党に、そのときの政権党ですけれども、正式に要請文を出しました。国民の信頼を裏切りますよと、国民投票の法律ができています。公布をしただけじゃなしに、施行日まで決めているわけです。附則じゃなしに。なしのつぶてでしたけれども。

仕方がないのでどうするか。そのときに議会にも諮って議論したと思います。いきなり野洲市でやると、使われるかどうかわからないのに、七百数十万のシステム改変をすることになります。課題があれば別ですけれども。ですから、課題があつたら、いつでもやりましょうと。

でも、一方では、これもそのときお示ししましたように、野洲市の基幹システムの大幅な改築が要るだろうと。それが平成26年には新しいシステムに替えないといけないので、あと3年待っていただいたら、国が約束を反故にしようが執行しないとしても、あと3年以内には野洲のシステムが自動的に行けるといいますか、そんなにお金をかけなくても、基幹システムを替えることによって名簿抽出ができるので、あと3年延ばさせていただきましたということで、3年の延長をさせていただいたわけです。

ですから、今回は国がどうあろうが、国が信頼できなくてもできます。今回、進めておりますように、予定通り今、基幹システムが動くようになっていまして、今年の10月にすべての基幹システムが動きます。そうしたら随時、必要な名簿を18歳であろうが、1

6歳であろうが名簿策定ができます。

ですから、その後速やかにと考えていますけれども、これも皆さん方、ご承知のように、登録の日が一応毎年9月になっていますから、万が一、どうしても重要な課題があれば、いつでも10月以降はできますけれども、今のところ、9月を前提にして、ですから、来年の9月になります。今年の10月にシステムが稼働しますから、直近の名簿の確定日が来年の9月になりますから、今のところは来年の9月以降の施行で、3年以内の約束を果たさせていただきたいと考えております。

ただし、それまでにどうしてもということであれば、10月以降でしたら、少しの手間はかかりますけれども、いつでもコンピューターシステムで名簿ができるようになっております。

これは既にもう丸山議員が議員になっていただいてからも、きちっと詳細資料お示しして今日に至っていると思いますので、そういうことで、先ほど、冒頭に言いましたように、丸山議員のお考えには従わないで、野洲市の約束したとおりにやらせていただきたいというのが、ご答弁でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 最初に、今、民主党が云々という話がありましたけど、22年に施行するという話。その中には、国民投票法に公選法やかその辺も見直しなさいというようなことがあって、見直し作業に着手したと。ところが公選法だけでおさまらずに、18というのは民法やかいろんな関連があるので、その検討をやっていたということで、国会内でなかなかまとまらずに、作業量が非常に多いとか、何百か関わる場所があるということで、結局22年には施行できなかったというような事情で。当時、今、市長の言われるように、3年間延長しておるやつを再延長するという話の中では、私も質問はさせてもらいました。

その中で、今言ったような事情やらがあって、コンピューターのソフト改修に相当な金がかかるというようなこともあって、議会では、結局、公布の日から6年ということになって、今日来ているわけですがけれども、私が直ちにという話をしたのは、今やってもらえれば、次にお聞きしようと思っていたんですけど、基幹システムの今、作業やっている中で、それは多分入っているんやろうなと思ってお伺いしようと思ったんですけど、市長、おっしゃいましたので。それが10月に終わるということであるので、そうすれば、先ほど言いました、これは公選法の名簿登録と違いまして年に1回しかありませんから、直ち

と言ったのは、今やっていただいて、その基幹システムの改修が9月に間に合うようにやってもえんかなと、そういう気持ちで直ちにと言ったんです。

市長が10月にはできますということで、そうすれば来年の9月には、おっしゃるように間に合うのでいいんですけれども、それであれば、できるだけ前倒しにやっていただいて、今年の9月の登録には間に合うようにしていただければありがたいかなと。

市長の話にもありましたように、このまちづくり基本条例にも住民投票というのは、市政に関する重要事項やとか、そういったことを書かれています。今回の病院の中でも、あるところでは住民投票やとかいう話も、私、直接聞きました。もし、そういうことがあれば、他の直接請求のルールもありますけれども、今の時点で来ているのであれば、このせつかくある住民投票条例というのを施行していただきたいなと、そういう意味でお話ししたのであって、10月にコンピューターシステムができて、いろんなことができるのであれば、先ほど言いましたように、少しでも前倒ししてやっていただくようお願いをしておきます。

次へ行きます。野洲市交通ネットワーク構想についてということで、お伺いをいたします。

平成25年3月に、野洲市交通ネットワーク構想が制定され、序論の部分では、平成24年4月に改定した第1次野洲市総合計画改定版では、脱自動車による環境に優しいまちを目指した公共交通機関の充実を方針として掲げており、また、地域交通の強化、再編が求められているとして、徒歩や自転車などによる市内の交通の安全性と利便性を高めると共に、県内・近畿・日本・世界へとつながる交通ネットワークの確立によるまちの発展という市民の夢を実現していくものとして、必要がある。こういうふううたっております。

市民にとっては、市民の思いはまさにそのとおりであろうと思いますが、ぜひともこの構想の実現に向かって進めていただきたいと思いますが、現状を見たときに、2点について検討の先行をお願いできないかなというところがあります。1つは、祇王井川沿いの朝鮮人街道。ここは歩行者や自転車の通行量が多い割には道幅が狭く、歩道はもちろん、路側帯を設けようとしても、設けられないところもあります。

そこで、市長にお伺いをします。特に、朝鮮人街道を久野部跨線橋方面から駅へ向かってはマンションも多いため、通勤時間帯には特に、人・自転車・車と、大変多く通行があり危険であります。だれもが安全に通行するために、検討を急ぐ必要があると思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 丸山議員のいわゆる朝鮮人街道への対策ですが、私もすごく問題意識を持っています。ただ、先ほどの他の議員のご質問の祇王井川と一緒にして、そう簡単に対応できるものではございません。あそこを本当に理想的にしようと思うと、両側歩道、車道をやりますと、今の祇王井川をそのままというわけにはいきませんので、将来の祇王井川の改修も考えると、20メートルぐらいの用地が要ります。ちょっと考えてもあり得ないことです。

これまでのやはり、まちづくりのいろんな取り組みの集積です。前からも申し上げていきますように、野洲小学校へあれだけお金をかけるんだったら、野洲小学校をもう少し、他の場所へ持ってきておいて、あそこのエリアを川も広げられる、道も広げられるようにするとか、順番にやっていかないとだめでして、できていません。

ですから、現時点では、ああいったグリーンのラインを引くとか、最大限やっているつもりですけれども。抜本的にだしたら、これはまた今後、私も取り組みます。そのかわり、かなりの方が立ち退いていただくということになります。口で言うのは簡単ですけれども、責任をもって、あそこを抜本的にやるのは、本当はどうかということです。

それと、当初に、駅前全体の絵をかいたときに、先ほども申し上げましたように、駅に向かって車道を全部つなごうと、右から左、今、両方とまっていますけれども、文化ホールの前の道を抜くとか、考えましたけれども、実際余りにも大きな仕事になって無理です。ですから、現況はやはり皆さん方、安全にということに対応していただかないと。その中で最大限、交通安全施設を設けるなりでやっていきたいと。やっていかざるを得ないし、やっていきたいと思っています。

それと、もう一方は、野洲の場合は、古い街並みの保全への観点が余りない。景観、景観とおっしゃっているながら、朝鮮人街道というそのまち並みを保全することから考えたら、安易に広げていいのかどうか。まちに愛着があるところは、不便でも安全に、古いまち並み筋を残しています。今の丸山議員の発想だったら、安全のために昔の風情もなくして、昔、人が行きかっていた道を、車も自転車も安全に通れるように、どかんと広い道をつくれということになりますので、そのあたりもやはり、もっと真剣に議論をしていって、市民合意が必要ではないかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 何もそこまで言っていないのに、市長は先、先読んで、そう言っているのかもしれませんが。それと、やるんやったらやったらけど、立ち退きやでとか。ちょっと、そんなのはいかがかなと。20メートルというのやったら、市長はそういう発想を持たれるのであれば、20メートルにせんでも行けるような感覚を、僕、市長はあるのと違うかなと思うのですけど。わかりました。

次、行きます。交通ネットワーク構想の中で、県道野洲中主線の竜王インターチェンジの延伸として、（仮称）野洲竜王線を県に要望すると同時に、栗東インターと竜王インターの間にスマートインターチェンジを設置すると。これを関係機関に要望していくというふうにしています。

本市の企業活動の活性化と物流の確保、また、観光客の利便性のためのスマートインターの効果は、非常に大きいと認識をしております。こういった中で、昨年、本市からはそう遠くはない愛荘町に湖東三山スマートインター、それから東近江といいながら、でも竜王にすぐ近いところですけども、ここに蒲生スマートインターが開通をしました。これにより、本市が要望しておりますスマートインターが実現できるかどうかを危惧しております。

今年1月9日付新聞によりますと、国土交通省はスマートインターチェンジの整備に充ててきた財源は、13年度末で使い切るが、地域経済活性化のため新設を求める自治体の声が強いので、10年度予算案に数十カ所分の費用を計上した。こういう内容の記事が載っていました。

そこで、都市建設部長にお伺いをいたします。今日まで、このスマートインターチェンジの施設の要望活動というのは行ってきましたでしょうか。行ってきたのなら、どういう内容やったでしょうか、お伺いします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） スマートインターの要望の件につきまして、お答えをさせていただきます。これに関連いたしまして、湖南市にありますパーキングエリアからのアクセス道路が必要になってまいります。この接続道路といたしまして市道の甲賀葉山線、アクセス道路はまだ具体的にはルートは決まっておりませんが、可能性として市道の甲賀葉山線というものが考えられるわけでございまして、これについて、湖南市と協議をしております。また、これを受けまして、この甲賀葉山線の県道昇格への件につきまして、昨年の5月に湖南市と共に、県の道路課の方に要望を行っております。

また、例年でございますが、夏には国県要望といたしまして、県にこのスマートインターの件につきましても、要望をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。もう既にその関係箇所への要望というのは行っているようなんですけども。

次に、市長にお伺いをします。近隣に先ほど言いました2カ所のスマートインターがある中で、計画している箇所での実現をさせるには、隣の湖南省やとか、守山市とも協調、協力して関係箇所への要望活動を起こすことが一番であると思いますが、市長のお考えをお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） スマートインターのご質問にお答えをします。

これも私、なってから、すぐに手をつけております。国8バイパスで交通をよくすると、合わせ技でスマートインターということで、今、部長も答えましたように、正式の要望項目にして、滋賀県とそして、国土交通省、そして、NEXCO高速道路会社に要望しております。

それと、先般も、国土事務所長が国8のことで来てくれたときにも、要望して確認しましたら、今回、何かどうも制度が変わるようでして、今は高速道路会社がスマートインターをやるということなんですけども、継続的にやるということで、国の制度を新たに制度化するようであります。地域活性化を図るための財政支援との法的措置が講じられることになっているようでありますので、今後も大いに見通しはあると思っています。

それと、ご指摘のように、野洲だけではできません。ちょっと守山というのは意味がわからないのですけれども、湖南省との連携が必要ですので、当初から湖南省、市長を含めて話に行きましたけれども、最初はかなり消極的でした。それは地域の事情があったようであります。

ただ、ある時点から、坂口議員もよくご存知だと思いますけども、今出ている北山ダムの水位の問題とか、そういったことによって、湖南省の地域の地下水位が変わっている影響があると。ですから、ダムの問題、そしてから、土地の確保の問題ということと合わせて課題視をしてくれまして、湖南省も、基本的に前向きに今なっておりますので、両市が連携して、あそこにスマートインターといいますか、菩提寺のサービスエリアを活用

したスマートインターをつくろうということで動いていますが、県内、今ご指摘のように、2つが随分先行しておりまして、そこに資本投下がされています。そういったことがあるので、引き続いてと工事というわけに行きませんが、国も県もそして、交通道路会社も前向きに検討してくれていますので、皆さん方のご支援を得ながら、ぜひ実現を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 守山というのは、先ほど市長もおっしゃられたように、私もこれ、スマートインターのことを、湖南市の議員さんに聞いたら、「いや、そんな話あらへん」ということでした。最近は今、市長の言われるように、湖南の市長もそういうような前向きなことやということで、湖南はそういうことで一緒に、当然、今考えている場所も湖南市なので、一緒にやっついていかないかんですけれど。

守山は、スマートインターというのは比較的早く工事ができるので、どんどん押していけば、守山もいろんな意味で便利になるのかなということで、守山市にもどうかなというのをちょっと発言させてもらいました。

市長も前向きにやっただけということですので、私、やっぱり心配していたのは、近隣に2カ所あってだめかなと思っと思ったら、国交省がそういった予算もとってやってくと。ほんで、まだ場所は決まっていないということだったので、ぜひともお願いしたいと、こういう要望でございました。

それでは、次に行かせてもらいます。観光物産協会の法人化についてということですが、本市の観光への取り組みは近年目覚ましいものがあります。NHKの大河ドラマ平清盛に関連した妓王寺観光事業や、それから、市内の多くの商店が参加しました「まちバル」、また、銅鐸博物館開館25周年記念しての日本一の銅鐸の里帰り、さらには、ゆるキャラ全国運動会でドウタクくんがV2を達成している。こういったことで、本市の知名度を高める多くの活動がありました。

この他にも、今まで定番となっておりました県下でもシーズントップを切って実施し、他市町からも多くの見物客が訪れている野洲川大花火大会が昨年復活し、にぎわいを取り戻しています。この盛り上がりを取り戻すためにも、引き続きの施策をいろいろやっていただきたいわけですが、まず26年度以降については、どのように取り組まれているのか、環境経済部長にお伺いします。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） それでは、観光物産協会の法人化についての、平成26年度以降の取り組みについてのお答えをさせていただきます。

本市の観光への取り組みに対しまして、ご評価をいただきありがとうございます。平成26年度以降においても、来訪者の方々から寄せられるご意見に真摯に耳を傾けながら、市内に点在する観光資源の魅力を再発見し、さらに高めていくような情報発信と、各種団体と連携した誘客促進事業を、実施してまいりたいというふうに考えております。

さらに今年は、10月に市制10周年というふうなことでございますので、それを記念して、25年前に作成をいたしました観光PRキャラクターのドウタクくんのリニューアルをしてまいりたいというふうに思っております。このリニューアルが効果的な誘客促進につながるよう、早々にプランをまとめまして、各種イベント等への参加を考えていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。どんどん前向きにやっていただきまして、ドウタクくんもリニューアルするようでございますけども、最近のゆるキャラブームにあやかりまして、ひとつ立派なものをつくっていただけたらと思っています。

それで、観光事業は、今言いましたような継続性がありまして、息の長い事業が望まれます。そのためには、これに携わる人員は固定的なことが望まれ、企画等については民間感覚が必要かと思えます。そこで、観光物産協会は市から独立して、法人化として自立することを提案しますが、市長のお考えをお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 観光物産協会の法人化についてのお尋ねにお答えをいたします。私も独立していただいたら、それでいいと思うんですけども、今、公益法人の要件はかなり厳しくなっております。

それと、法人というのは株式会社もありますので、株式会社でやるというのもそうですが、そのあたりも決められるのは、今、会員がおられてやっておられます。いびつな形で、事務局長は市の課長が兼務しているという形なので、これも私、どこかで解消しないとダメなので、大いにそうしていただきたいのですが、客観的に見ると、さっき申し上げたように、法人化の要件を満たすのか。あるいは自己財源をどうするのかといったことがあって、さまざまな課題がある。その中で一緒に考えていきたいと思っています。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。隣の近江八幡も平成9年でしたか、何か法人化して、最近、二十何年かに一般社団法人としてやっているということもありますので、ぜひとも今、周りでもちょっと、そういう雰囲気もあるのではないかと。やはり独立していただくのが、自立していただくのがいいかなと思っていますので、そういった面も検討していただいて、ぜひよい方向に導いていただければなど。このように思っております。

そしたら、最後の質問に参ります。第79回滋賀国体会場招致につきまして、平成36年に第79回の滋賀国体のメイン会場の決定につきまして、嘉田知事はその決定の目標を今年3月末と言っておりましたけれども、5月末ごろになると、変更を発表いたしました。現在、県立彦根総合運動場、それから県立希望が丘文化公園、びわこ湖文化公園都市、この3カ所が候補地として挙げられていますが、メイン会場、または種目別の会場が招致できれば、にぎわいと経済効果も期待できるものと思ひ、次の点について、市長にお伺いをいたします。

彦根が行っているような大々的な招致活動までは求めませんが、メイン会場として候補に挙がっている、この希望が丘文化公園のPR活動について、市長はどのように考えますか、お伺いをします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 第79回滋賀国体会場招致に関して、希望が丘文化公園のPRについてのご質問にお答えをいたします。今回の会場決定の仕組みも不透明でありまして、会議も公開されていません。随分長くなるので、余り触れたくないんですけど、ずっとこれ、疑問を呈しています。私も当初から関わっています。

平成36年に開催が回ってくるということで、県体協、そして県の教育委員会は心配をしておりました。でも、嘉田知事は一切動こうとしないということがありまして、随分、おととの秋ぐらいから県体協とか、いろんな競技団体の幹部から何とかということで、昨年2月だったと思いますけれども、日野町で、愛荘町で開いた自治創造会議で野洲市から話題に出しました。県の方も教育委員会から話題に出しました。そこで議論しました。

各市長さん、町長さんが言ったのは基本的に歓迎はすると。ただ、その前に、昭和56年の国体で滋賀県は一切競技会場を整備していない、実質的に。そうなると、十数年で会場整備まで持って行くと、1サイクル抜けているわけなので、まともな陸上競技場もプー

ルもないと。だから、そこをまず、明らかにした上で、踏み出してほしいということで、その会議を終えました。

そしたら、その3月に国体招致をしますと。とんとん拍子で行ってしまったんですが、その後、一切情報なしで、一応、去年の秋に、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会というのを設けて、これは議長も私も会員になっています。この一番大きな会員です。ここに競技団体、経済界、各種団体が入っておられまして、膨大な会員数でできている委員会ですが、その専門部会として、主会場選定専門委員会なるものを設けられて、そこで実質、密室としてやられています。

私どもは知っているのは、今、ご指摘の3会場が挙げられているわけです。そこに一時、大津市は皇子山を提案して、大混乱です。その結果、また皇子山がおりています。ここにまた、彦根がバッジをつくってPRをしておられます。それはそれでいいのですけれども、これも市がやったわけではなくて、経済界が、あるいはスポーツ団体がやっておられます。声が上がったときに、たまたまその直後に市長さんに出会ったら、知らないと言って、知らないと言うと、ちょっと語弊があるんですけども、余り関与はしていないということでした。

野洲市も同じスタンスでして、こういったきちとした手続を踏まれているところに、外野で騒ぐのがいいのかどうかということがあるので、選定委員会、大いに疑問でありますけれども、その手続にゆだねようと。きちっと正規に希望が丘は位置付けられています。この考え方については、湖南市、竜王町とも了解・歩調をとってやっています。

それともう一つ、主会場が延びたと、決定が。3月までに決めるという。これも、そういうことを知事が言っていたのですけれども、言うのはだれが言うのかです。知事が決めるわけと違って。この大委員会が決めるわけです。準備委員会。だから、知事が決めるわけじゃない。この3月というのは、主会場選定専門委員会のスケジュールが3月末で決着がつくということですから、この専門委員会で決めても、大委員会を開かん限り、決まりません。だから、当初からスケジュールが合っていません。専門委員会で決めて、それを全体会開かない限り、そこで主会場と決まりません。

そしたら新聞でか、これ、議会で言ったことが報道されていまして、5月に延びると。当初から4月か5月だったはずなんですよ。この5月が、これ、ご質問いただいたから、教育委員会に来てもらって協議をいたしました。新聞に載っていたのは、この主会場選定専門委員会の3月が5月になったのか、当初から選定専門委員会は3月だけでも、大委員

会、本委員会の決定は4月か5月だったのか。それも今日ここへ来て、まだ、ここに臨んでいますけど、答えが来ていません。

これ、私は深刻だと思っているんですよ。36年が想定されていて、遅い、遅いと。なぜ遅いかというと、会場を一切持っていない滋賀県からすると厳しいというのが、滋賀県の競技関係者の意見でした。

先般もある会合で、県体協の会長、これ、河本さんですけれども。早く決めないと大変ですよと言ったら、そうですと言っていました。決め方も変だし、スケジュールも無理があります。招致をしながらこんなこと。

それと、この5月というのは私たちも知らされなくて、新聞で知るといって、これも異常です。それと、もう一つ言えば、これまでの取り組みで皆さん、こうやってPRしておられますけど、何が重要かといったら、主会場というのは陸上競技場なわけです。ですから、陸上競技の会場として、どこがふさわしいのかと。

そういう意味では、だれが主導権をとるという意味じゃないんですけれども、いわゆる陸協、陸連の意向が一番大きいと思います。それを無視して主会場となりません。ですから、陸上競技場と主会場を関係なしだと言うんだったら、これ、別ですが、今、この委員会では陸上競技場を主会場にしようとしています。ということは、陸協の意向が、当事者が一番働きます。陸協と私、緊密な関係を持っていて、いい意味でロビー活動をしています。ですから、どんちゃん騒ぎをするのか、こういったものはいいい関係の中で、いい意味のロビー活動をするのかといったことからしたら、しています。

いずれにしても、大いにこれ、滋賀県の大きな問題です。冗談で職員には言っているんですけれども、3月と言ったときに、私はあり得ないと。知事選が7月です。彦根・長浜連合。そして、そこに大津・草津連合。で、両方に引っ張られるわけです。どこに決めても半分じゃなしに、野洲・竜王・湖南市連合もありますけれども。ということは、3分の2を敵に回して会場を決めると。これは不可能だと私、素人判断で言っているんですけども、そういうことからすると、もう一段遅れる可能性がある。そうすると絶対、これ、合ってきません。

そういうことで、むしろ、ここに名乗りを上げるよりは内々、関係者と緊密な連絡を取り合っている私としては、主会場の選定、あるいは国体準備、これが決まらない限りすべて決まらないんです。ということからして、大いにプロセスも心配、スケジュールも心配ということで、ご質問以上に心配しておりますので、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。我々は今、市長の言われるように新聞でしか知りませんので、非常に細かいところまでお話しをしていただきまして、ありがとうございます。人脈もあるということです。

何か県が東京オリンピックの何でしたっけ、何か練習会場か何かで要望している中に、ぱっと開けて地図を見ますと、彦根に書いておるんです。これも若干問題が。市からちょっと抗議でしたっけ。当然やと思います。あれ見たら、みんな彦根に決まっるとるみたいに見えますわね。実情はよくわかりました。あれを見たときに、市長の怒りはかなりかなと、私は思いましたので、ぜひとも人脈を使っていただいて、行けるところまで行っていただければなと思います。

主会場はそれとしまして、本市には体育館やとか、サッカー場とかの施設の整ったものもありますので、種目別の競技会場として名乗りを上げるのは、これまた価値があると思いますが、その辺は市長、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） その他の会場についてのご質問にお答えをします。当然、さまざまな種目がありますので、野洲市に会場があるものについては歓迎させていただきたいと思っています。ただ、これもやはり県内の19市町がいい意味で要望されたら、それなりにバランスよく決まらないとだめですから、さっき申し上げたように、陸上競技が来る主会場が決まって、そこに幾つ、あと、持ってくるのかということなので、やはり、肝心要が決まらないとだめです。

それと内々なんですけれども、セーリングスポーツは野洲市の湖岸、マイアミからあやめ浜にかけてが一番湖岸の状況、風の状況がいいということで、これも競技団体の幹部から相談を受けまして、内々、これは教育委員会にも伝えていますが、野洲がいいということであれば大歓迎をしますということは伝えていきますので、客観的にはいいみたいなので、ご安心いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 強いお言葉、ありがとうございます。この各種の競技場というのは、市町村がやるということになるようですね。会場としては何か、約90会場ぐらいあるようです。これ、前回の東京国体のこれ、委員長やったかな、担当部長さんか

らそういう話を先日、ちょっと聞きまして、そういうことがありますので、ぜひとも今、市長の最後の力強いお言葉がありましたので、野洲の方にも何かを持ってきていただいて、にぎわいをつくっていただければなど、このように思います。

これで代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明6日は、午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き代表質問を行います。本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでした。（午後4時14分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成26年3月5日

野洲市議会議長 立 入 三千男

署 名 議 員 山 本 剛

署 名 議 員 丸 山 敬 二